

平成29年12月12日

NHK受信料制度等検討委員会

座長 安藤 英義 殿

日本放送協会

会長 上田 良一

NHK受信料制度等検討委員会規程第1条第2項に基づき、下記の事項について諮問いたします。

○諮問第4号 受信料体系の変更に係る具体案について（受信料の負担軽減関連）

平成29年2月27日付け諮問第3号「受信料体系のあり方について」の答申（平成29年9月12日）を踏まえ、NHKから示す受信料体系の変更に係る具体案（受信料の負担軽減関連）に関し、現行の受信料制度との整合性や受信料の負担の公平性等の観点から、妥当性について見解を求める。

○答申を希望する時期 平成30年1月目処

(別紙)

#### **施策1 「社会福祉施設への免除拡大」**

社会福祉法において規定されている社会福祉施設のうち、現在免除対象となっていない施設についても、全額免除の対象とする施策。

<対象規模：約1.6万件・年間約2億円>

#### **施策2 「奨学金受給対象などの学生への免除」**

親元等から離れて暮らす学生のうち、親元等が市町村民税非課税の世帯の学生または受給条件として経済要件を課している奨学金を受給している学生を全額免除の対象とする施策。

<対象規模：約2.1万件・年間約2.3億円>

#### **施策3 「多数支払いにおける割引」**

2契約め以降の受信料を半額とする「事業所割引」と、衛星契約が10件以上の場合に割引される「多数一括割引」の併用を可能とする施策。

<対象規模：約10.4万件・年間約3.1億円>

#### **施策4 「設置月の無料化」**

放送の受信設備（衛星受信設備を含む）を設置した月の受信料の支払いを不要とする施策。

<対象規模：約2.64万件・年間約3.8億円>

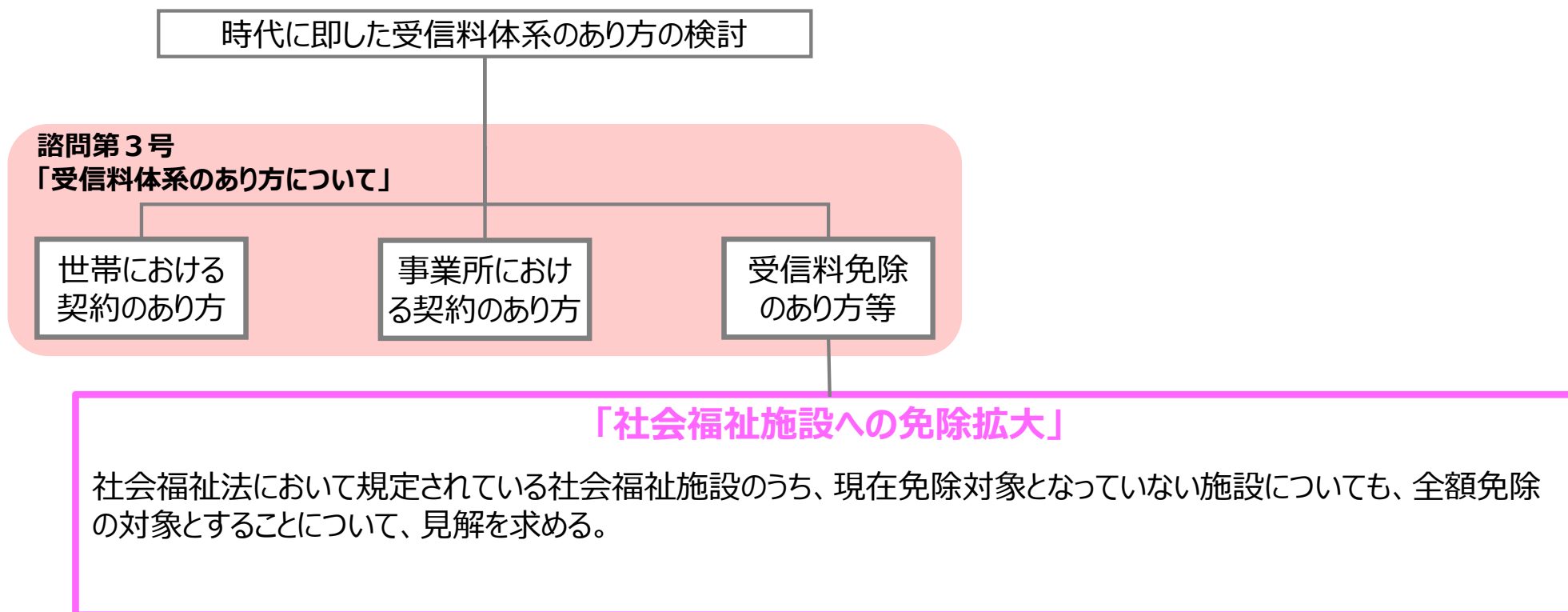
(対象規模については諮問時点における推計値)

N H K 受信料制度等検討委員会 第 1 4 回会合  
諮問第 4 号 受信料体系の変更に係る具体案について  
(受信料の負担軽減関連)  
施策 1「社会福祉施設への免除拡大」  
説明資料

平成 2 9 年 1 2 月 2 1 日

# 受信料体系の変更に関する具体案とこれまでの諮問との関係

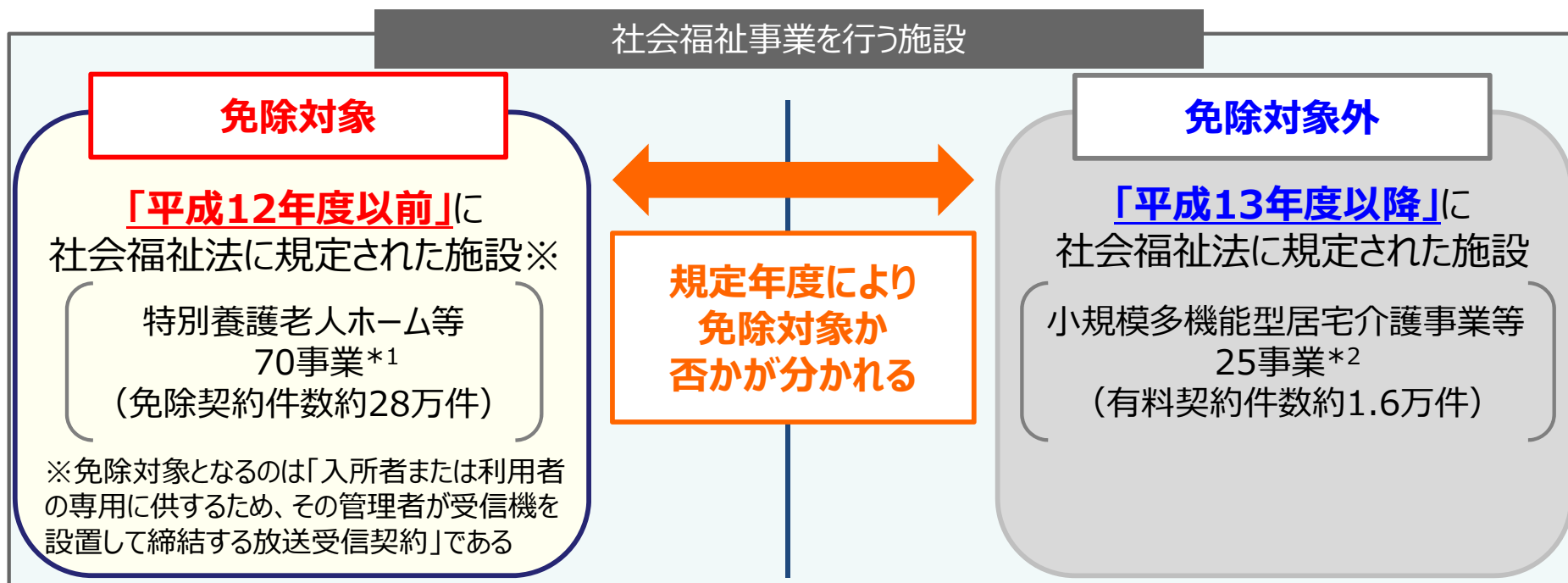
平成29年2月27日付け諮問第3号「受信料体系のあり方について」において、「受信料免除のあり方等」を検討いただいた。「受信料免除のあり方等」において示していただいた答申を踏まえ、社会福祉施設への免除拡大について、見解を求める。



# 社会福祉施設の免除についての現状

社会福祉施設への免除については、平成12年度以前に社会福祉法に規定されていた施設のみ限定して実施している。これは、法改正により対象範囲が拡大することがないように免除基準を変更したものである。

## 社会福祉施設の免除範囲



## 課題等

- 平成13年度以降も、多くの施設が社会福祉法に規定されることにより、免除基準における同一法律内の取扱いの違いが顕在化してきている。
- こうした状況に対し、「同じ事業をしているにもかかわらず扱いが違うことは不平等」、「早期に改善すべき」との指摘がある。

\*1 更生保護事業法に基づき更生保護事業を行っている社会福祉施設についても、現在は更生保護事業のうち、継続保護事業が免除対象となっており、当該事業を含めると計71事業である

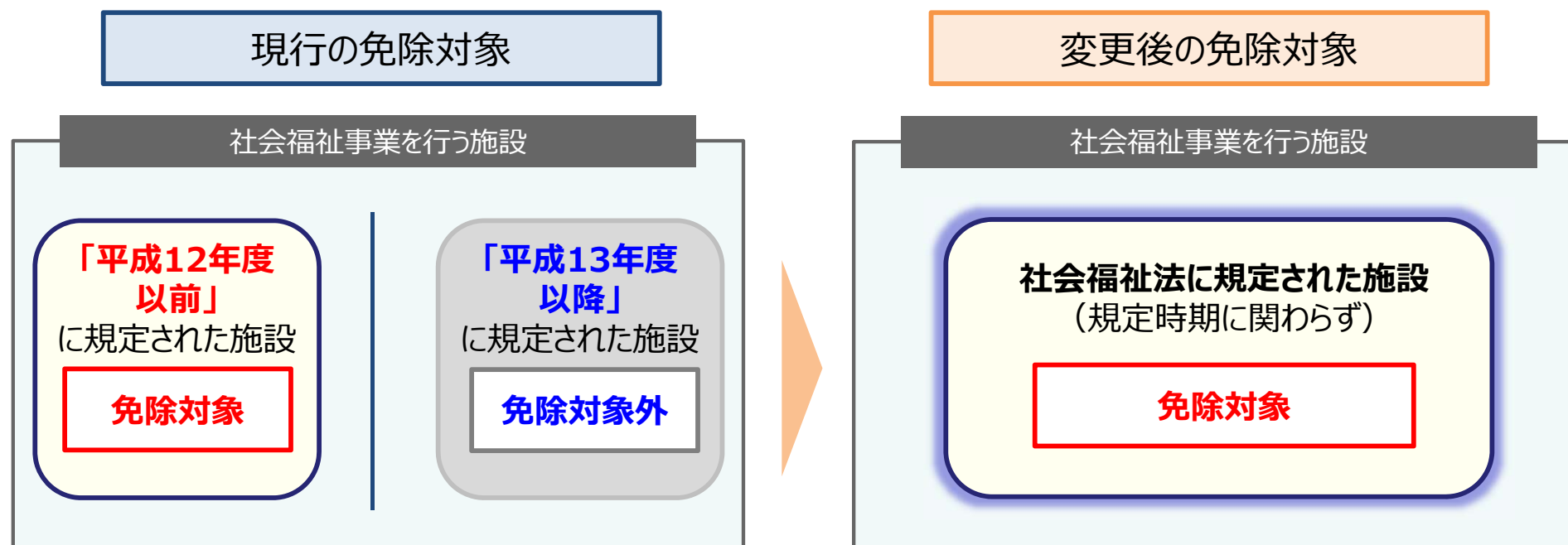
\*2 更生保護事業法に基づき更生保護事業を行っている社会福祉施設のうち、一時保護事業・連絡助成事業は免除対象外となっており、当該事業を含めると計27事業である

# 社会福祉施設への免除拡大について

平成13年度以降に規定された社会福祉施設についても、全額免除の対象とする\*1。

|          |        |             |      |    |                         |
|----------|--------|-------------|------|----|-------------------------|
| 対象<br>件数 | 約1.6万件 | 影響額<br>(年間) | 約2億円 | 規定 | 免除基準<br>の変更<br>(総務大臣認可) |
|----------|--------|-------------|------|----|-------------------------|

## 実施イメージ



\*1 なお、更生保護事業法に基づき更生保護事業を行っている社会福祉施設についても、現在は更生保護事業のうち、継続保護事業を行っている施設のみ免除対象としているが、同一法律内の公平性を担保するため、他の更生保護事業である一時保護事業および連絡助成事業も免除対象とすることを検討している。更生保護事業とは、「犯罪や非行をした人たちの改善更生を助けることを目的とした」事業のことである（厚生保護ネットワークウェブサイトより）。また、新たに免除対象となる対象となる法人（一時保護事業または連絡助成事業のみ、もしくは両事業を行っている法人）の数は67法人である

## 諮問第3号答申

諮問第3号の答申を踏まえ、社会福祉施設への免除拡大について、見解を求める。

### 平成29年9月「NHK受信料制度等検討委員会」諮問第3号 答申

#### 4. 受信料免除のあり方等

##### <受信料免除について>

(免除の対象について)

免除を限定的に運用するという基本的な方向性が適切であったとしても、今後、**社会経済状況の変化や社会福祉にかかわる制度の変更等が生じた場合、その対象について、あらためて検討することまで妨げるものではない。**

免除対象を検討する際には、**真に免除が必要な経済弱者（文化・情報弱者）に対象を限定し、的確に対象を画定することが重要である。**

具体的には、基本的な方向性を前提としたうえで、免除の必要性・妥当性が**他の負担者の理解を得られること、状況の変化等を踏まえて免除基準に生じた不公平性や不合理性の解消を目的とすること、将来にわたるNHKの財政状況への影響を十分に考慮すること**等が検討の観点となる。また、公平な運用等を担保するため、**免除の条件についての的確かつ簡素に確認・証明できるものを対象とする必要**がある。

# 社会福祉施設を対象に減免措置を行っている事例

社会福祉法に規定されている社会福祉施設を対象に減免措置を行っている代表的な事例としては、事業所税や登録免許税がある。いずれについても、全施設を対象として減免措置を行っている。

## 地方税法 第701条の34

(事業所税の非課税の範囲)

第七百一条の三十四

(中略)

3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所等において行う事業に対しては、事業所税を課することができない。

(中略)

十の七 第十号から前号までに掲げる施設のほか、社会福祉法第二条第一項\*1に規定する社会福祉事業の用に供する施設で政令で定めるもの。

## 登録免許税法 第4条 第2項

(公共法人等が受ける登記等の非課税)

第四条

(中略)

2 別表第三の第一欄に掲げる者\*2が自己のために受けるそれぞれ同表の第三欄に掲げる登記等（同表の第四欄に財務省令で定める書類の添付があるものに限る旨の規定がある登記等にあつては、当該書類を添付して受けるものに限る。）については、登録免許税を課さない。

\*1 社会福祉法第二条第一項では、「この法律において『社会福祉事業』とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。」と定められている

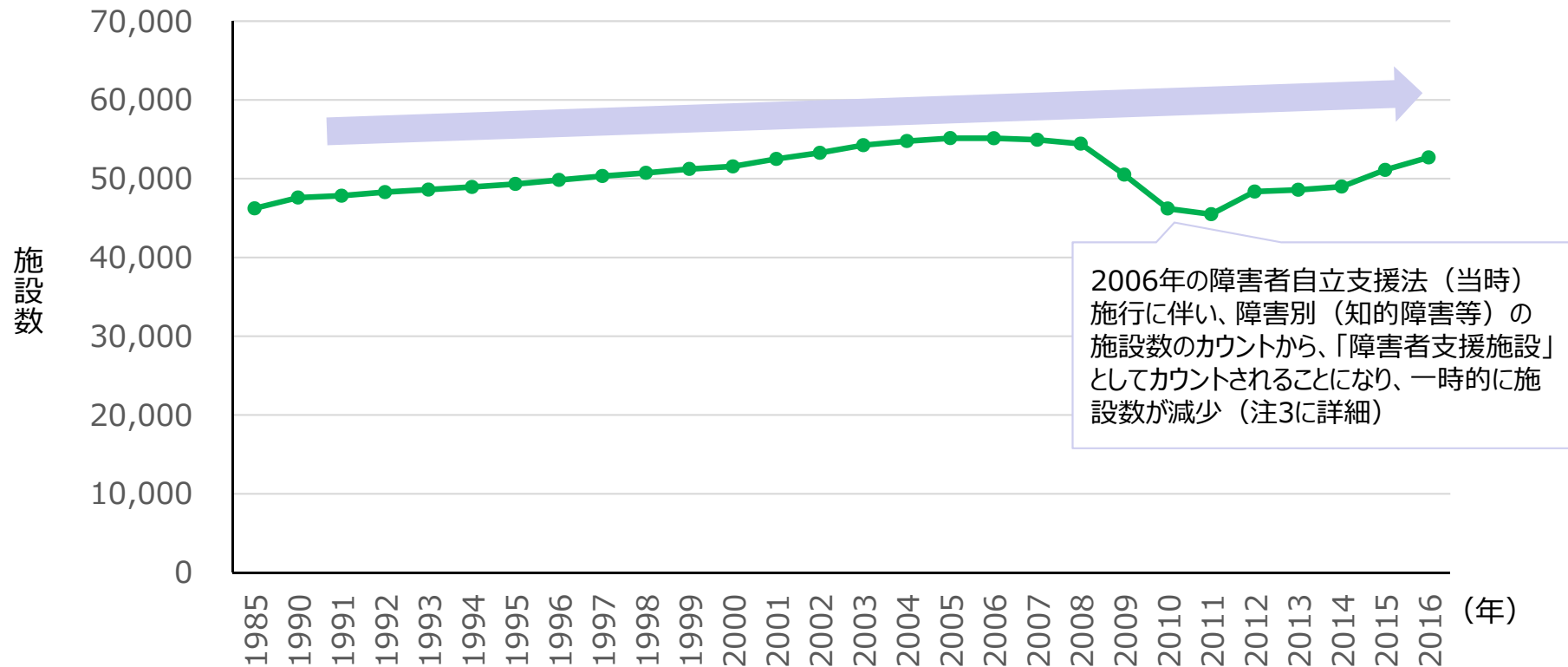
\*2 別表第三の第一欄には、社会福祉法に規定された全ての社会福祉法人が含まれると定められている。なお、第三欄には、社会福祉法に規定される社会福祉事業・幼稚園・保育所・家庭保護事業等に用いる土地の登録免許税に限ること、第四欄には、第三欄に掲げる事業に登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるという条件を示している



# 社会福祉施設数等の推移

社会福祉施設数に関しては、近年増加傾向にあるが、その傾向はゆるやかであり、今後も急激に増加することは考えにくいと思われる。

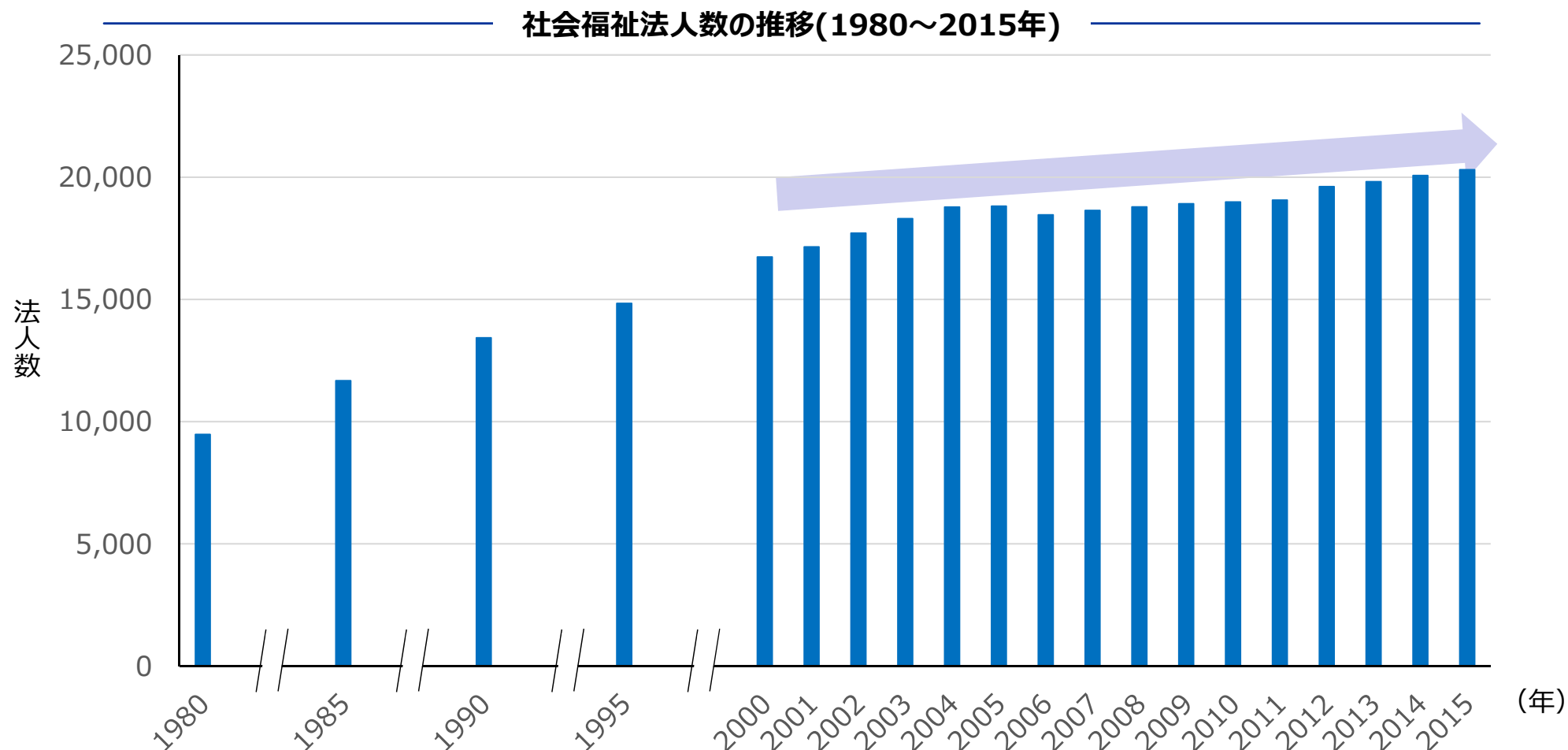
社会福祉施設数等の推移(1985～2016年)



- (注1) 調査対象の施設としては、「保護施設」「老人福祉施設」「障害者支援施設」「母子生活支援施設」等を含めた「社会福祉施設等」である。ただし、時期により、含まれる施設や名称等に変化がある
- (注2) 調査対象には、社会福祉法に規定されていない事業を行う施設も含まれる。また、更生保護事業法に基づく更生保護事業を行う施設等は、上記に含まれていない
- (注3) 2006年の「障害者自立支援法」（現・障害者総合支援法）施行により、従来障害の種類（「知的障害」「身体障害」「精神障害」）別にカウントされていた施設が、2007年以降「障害者支援施設」として一括してカウントされることとなったため、2007年-11年ごろは、一時的に施設数が減少している
- (注4) 「老人福祉施設」としては、「養護/軽費老人ホーム」、「老人福祉センター」のみを対象としている。2009年以前のデータに含まれている「老人介護支援センター」（第二種社会福祉事業）等は対象から除外した
- (注5) 「有料老人ホーム」についても対象から除外した。なお、「有料老人ホーム」は、社会福祉法において、第一種もしくは第二種社会福祉事業には含まれていない

# 社会福祉法人数の推移

過去の社会福祉法人数についても、近年の増加はゆるやかであり、今後も急激に増加することは考えにくいと思われる。



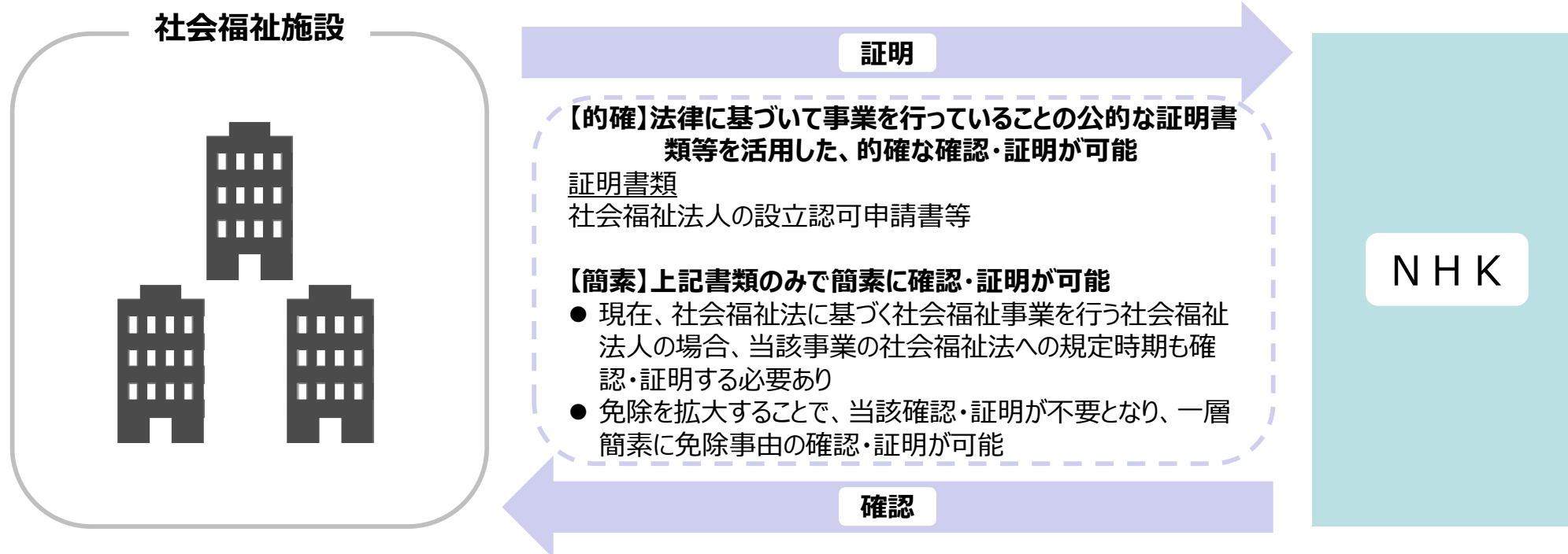
(注1) 社会福祉法第22条で、「社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人」と定義されている。「社会福祉事業」については、同法第2条で「第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業」と定義されている

(注2) 各年とも、3月31日時点の法人数である。たとえば、2010年の数値は、2010年3月31日時点の数値である

(注3) 2011年は、東日本大震災の影響により、福島県（郡山市及びいわき市以外）を除いて集計した数値である

# 社会福祉施設の証明・確認

法律に基づいて事業を行っていることを示す公的な証明書類等を活用した、的確な確認・証明が可能である。かつ、当該書類のみで、簡素に確認・証明することができる。

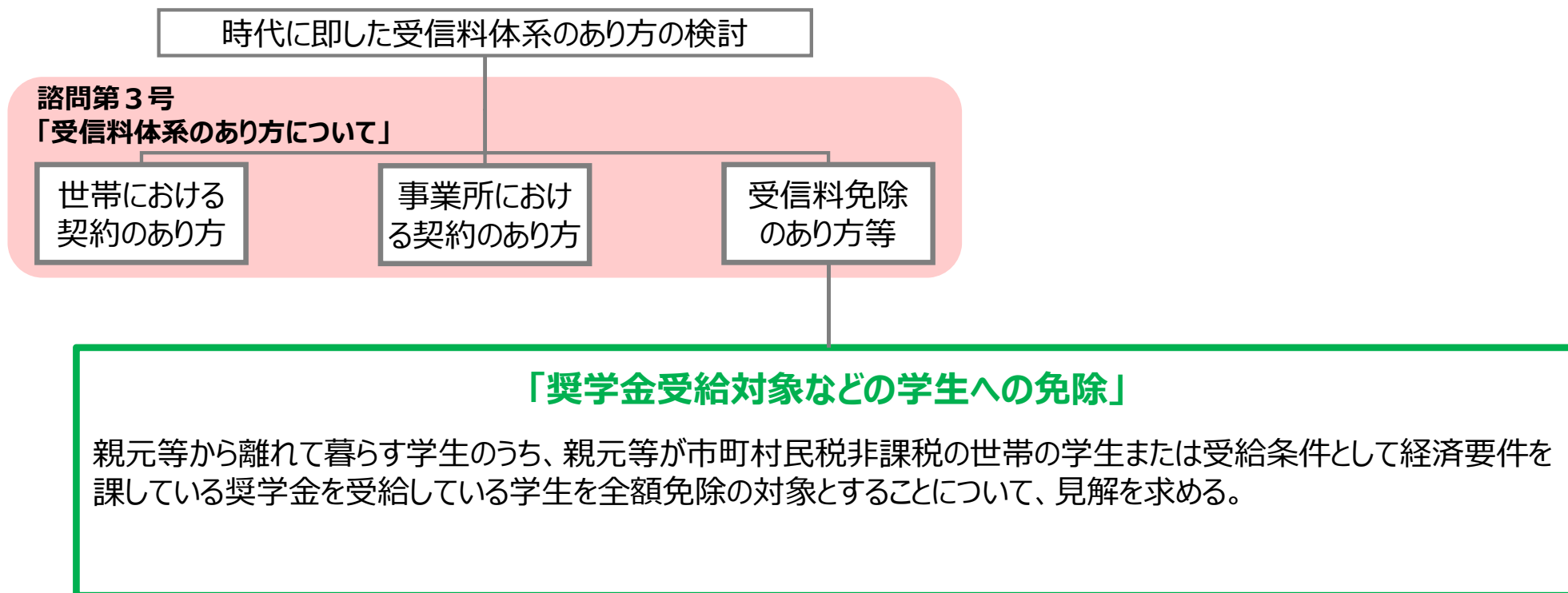


N H K 受信料制度等検討委員会 第 1 4 回会合  
諮問第 4 号 受信料体系の変更に係る具体案について  
(受信料の負担軽減関連)  
施策 2「奨学金受給対象などの学生への免除」  
説明資料

平成 2 9 年 1 2 月 2 1 日

# 受信料体系の変更に関する具体案とこれまでの諮問との関係

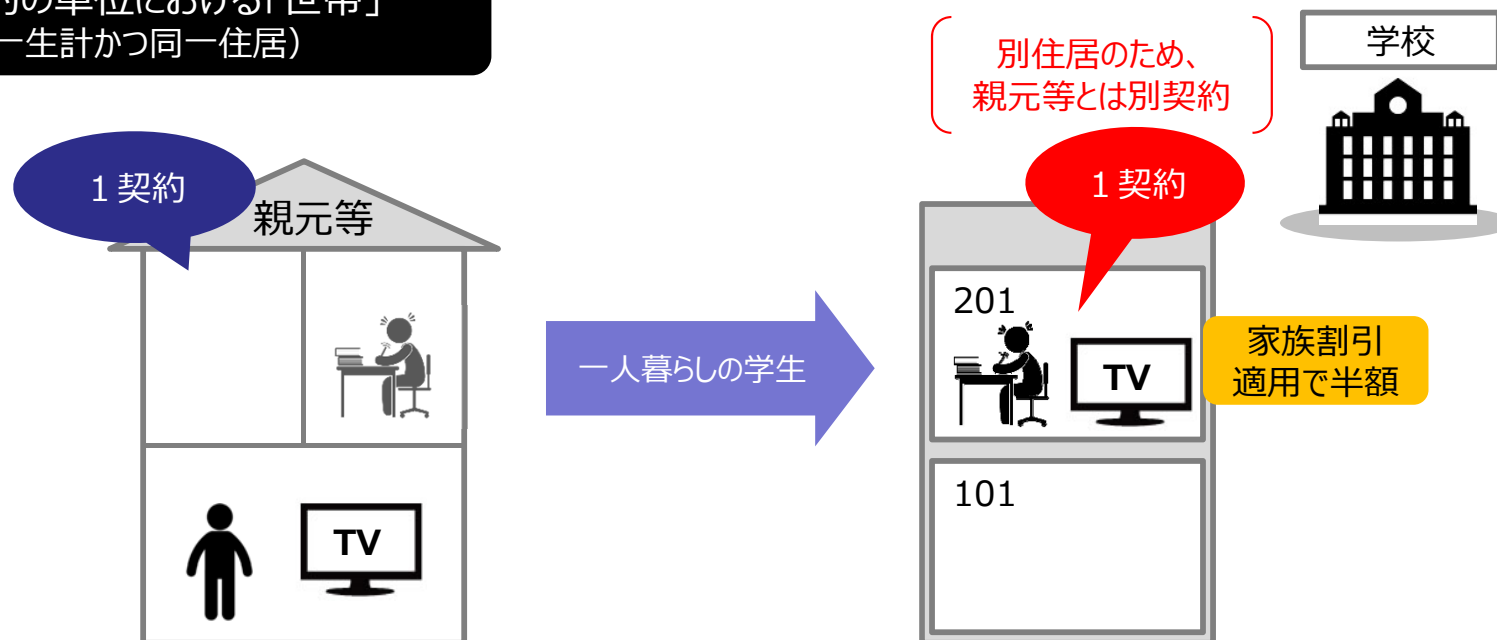
平成29年2月27日付け諮問第3号「受信料体系のあり方について」において、「受信料免除のあり方等」を検討いただいた。「受信料免除のあり方等」において示していただいた答申を踏まえ、世帯の構成員の全員が市町村民税非課税の措置を受けている場合、もしくは、生活保護法に規定する扶助を受けている場合における同一生計別住居の学生と、奨学金受給対象などの学生を免除対象とすることについて、見解を求める。



## 同一生計別住居の受信契約についての現状

受信契約の単位は「世帯単位」であり、「世帯」とは「住居および生計をともにする者の集まり」または「独立して住居もしくは生計を維持する単身者」であることが、受信規約において規定されている。このため、同一生計であっても、親元等から離れて別住居で暮らす学生は、親元等とは別に受信料の支払いが必要となる。（ただし、家族割引の適用を受けることで受信料額は半額となる。）

受信契約の単位における「世帯」  
(同一生計かつ同一住居)



### 課題等

- 上記のようなケースにおいて、生計は1つで2契約するため負担が大きいとして、負担の軽減を求める声も多い。(詳細次ページ)
- 教育に係る世帯の負担軽減に対する社会的要望もある。

# 同一生計別住居の学生への免除の要望

## 平成29年9月 諮問第3号「答申（案）概要」に関する意見募集に対するご意見（一部抜粋）

- 世帯ごとの家族割引に対して割引率を50%まで引き上げ負担の軽減に努めているのについて、同一世帯だが単身で暮らしている人、例えば単身赴任や学生の独り暮らしがあげられるがこういった例にいくら軽減されているとはいえ受信料を徴収するのは賛成できません、むしろ大反対です世帯(別住居も含めた)ごとの徴収で十分だと考えます。
- 世帯別にするべき。また扶養の外れていない学生からはとるべきでない。
- 「世帯の定義」現状の「同一生計、同一住居での居住」という整理は、単身赴任世帯の増加、子弟を下宿させて大学等に進学させている家庭の生計を考えると、「同一生計」のみにする方が妥当ではないか。
- 実家が裕福ではなく、奨学金をもらっており半分でも厳しいです。金持ちの学生はともかくとして奨学金をもらっているような貧しい学生は無料としてもらいたい。
- 下宿をしている学生についても、世帯単位で実家での支払いが望ましい。奨学金を返済できないなどの社会問題がある中、支払いを免除するのではなく、世帯で支払っているから問題ないという扱いが妥当であろう。
- 独立しているとは言い難い独り暮らしの学生も、料金徴収の対象にされていることが非常に不可解である。
- 学生の一人暮らし等、同一生計・別居でなおかつ定職・定収入がない被扶養家族に対して受信料の追加負担を求めることは、1世帯に対する受信料負担の公平性を欠く。料金割引ではなく、免除とするのが妥当と考える。
- 以前、大学生であるこどもの受信料、二人分を払っていた親です。受信料は、シンプルに、一世帯一口、でおねがいしたいです。
- 大学生の子供がいます。子供がアパート暮らしです。ほかのお母さんに聞いても皆さんお金に苦しんでいます。知り合いの家は、三人のお子さんの進学が一度に重なり、教育費に圧迫されて、母親が月から金どころか土日までアルバイトしているのですが、聞くと、ガス代水道代が支払えなくて滞納していたが、NHKは支払いしていたとか。貧困問題を報道で扱うなら、まず自ら貧困対策考えて欲しいです。
- 単身者に対して(特に学生)のさらなる減額、もしくは免除を望みます。

# 諮問第3号における、世帯における契約のあり方についての答申

平成29年9月 「NHK受信料制度等検討委員会」諮問第3号 答申

## 2. 世帯における契約のあり方

### <考慮すべき事項および今後の検討課題>

#### （「世帯」の考え方）

契約単位として「世帯」を維持した場合においても、（略）同一生計で別住居である場合の負担のあり方についても検討の対象になりうると考えられる。この場合の選択肢としては、家族割引の割引率のさらなる拡大や世帯の定義の変更（「同一生計」のみとする）が考えられる。（略）さらなる負担の軽減のみを目的として、**割引率を拡大することは、社会福祉的見地から実施している半額免除の制度との整合性の観点**や、**割引はあくまで他の負担者の支払いにより成り立っており、いわゆる内部補助であること等からも、慎重に検討することが必要**と考えられる。

**世帯の定義について**、現在の「同一生計かつ同一住居」を「同一生計」のみに変更した場合、同一生計ならば別住居に受信機を設置しても新たな受信契約は不要となる。

ただし、こうした**変更については、確実な対象の把握と証明ができなければ負担の公平性を確保できないことや、受信料収入の大幅な減少が見込まれること等について、十分に考慮する必要がある**。

「家族割引の割引率のさらなる拡大」や「世帯の定義の変更」については慎重に検討することが必要であり、他の施策による負担軽減を検討



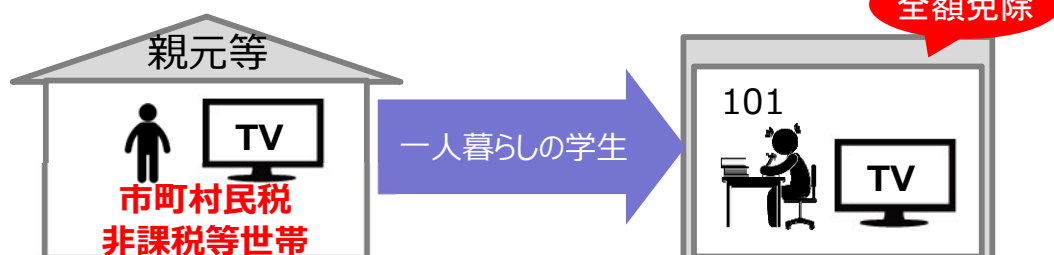
# 奨学金受給対象などの学生への免除について

同一生計における負担軽減等のため、親元等から離れて暮らす学生のうち、親元等が市町村民税非課税の世帯の学生と受給条件として経済要件を課している奨学金を受給している学生を全額免除の対象とする。

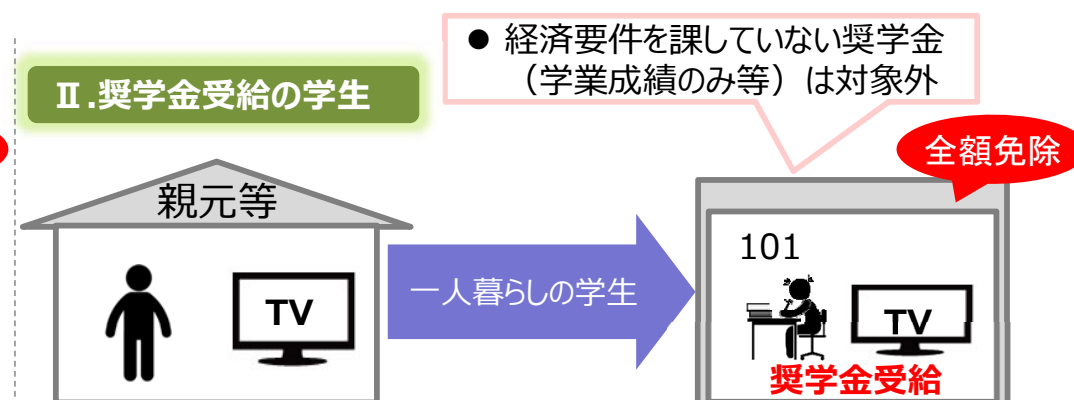
|      |               |             |               |    |                     |
|------|---------------|-------------|---------------|----|---------------------|
| 対象件数 | 約21万件<br>(最大) | 影響額<br>(年間) | 約23億円<br>(最大) | 規定 | 免除基準の変更<br>(総務大臣認可) |
|------|---------------|-------------|---------------|----|---------------------|

受信契約の単位における「世帯」  
(同一生計かつ同一住居)

## I. 親元等が市町村民税非課税等世帯



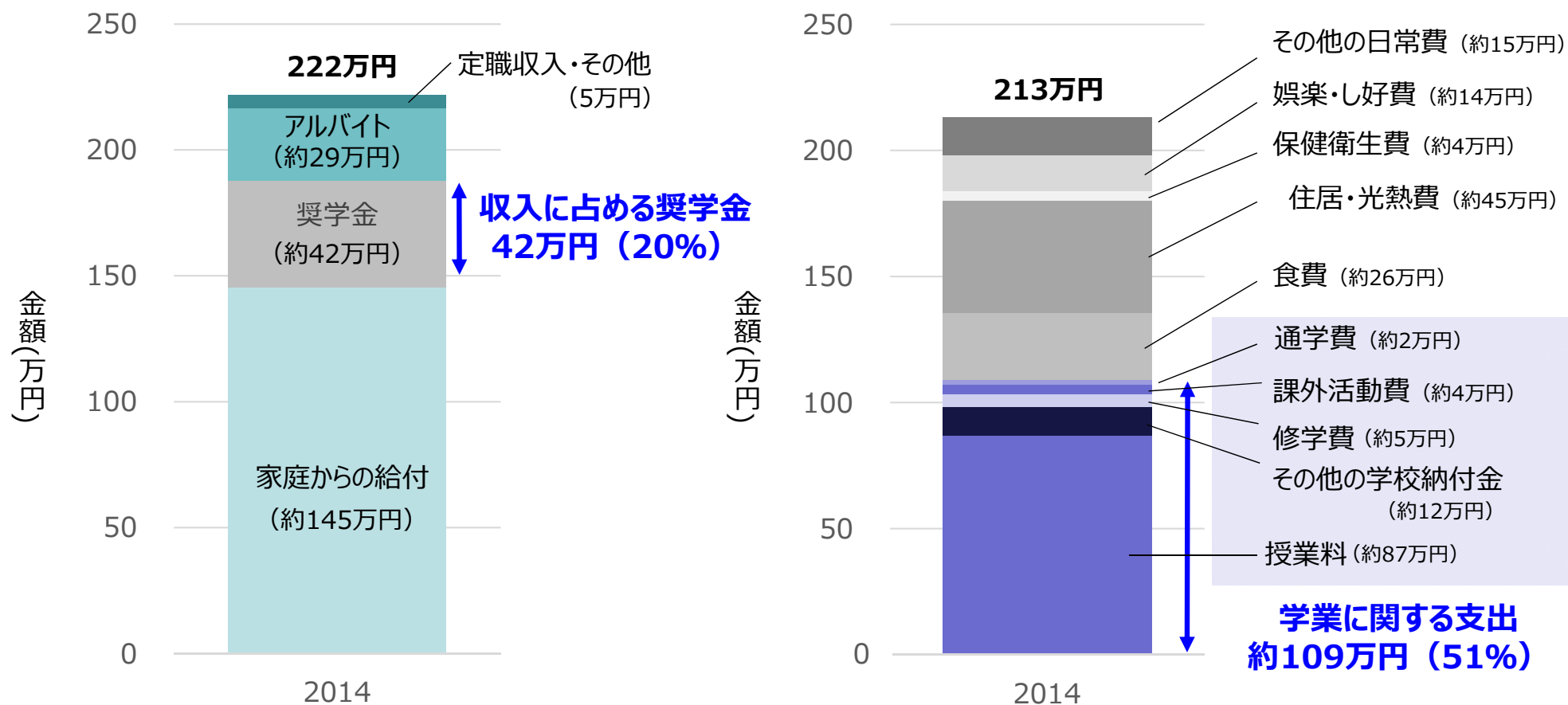
## II. 奨学金受給の学生



## 下宿・アパート等の学生の年間収入と支出の比較

下宿・アパート等の学生の年間収入のうち、約42万円は奨学金である。一方、支出については約109万円が学費となっており、学生の生活が厳しい状況にあることが確認できる。

下宿・アパート等の学生の年間収入と支出の比較(2014年)  
「大学昼間部」「国立、公立、私立の平均」



## 市町村民税非課税となる対象

市町村民税については、生活保護受給者や前年の所得が一定基準以下の者等、経済的に厳しい状況にある者が非課税となっている。

### 市町村民税非課税となる対象

#### 地方税法第295条

(個人の市町村民税の非課税の範囲)

第295条 市町村は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては市町村民税（第二号に該当する者にあつては、第328条の規定によつて課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課することができない。ただし、この法律の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

一 **生活保護法の規定による生活扶助を受けている者**

二 **障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が百二十五万円を超える場合を除く。）**

2 分離課税に係る所得割につき前項第一号の規定を適用する場合における同号に掲げる者であるかどうかの判定は、退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日の現況によるものとする。

3 **市町村は、この法律の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額以下である者に対しては、均等割を課することができない。**

#### 東京都23区が定める金額

ア) 控除対象配偶者または扶養親族がある場合

35万円 × (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計人数) + 21万円以下

イ) 控除対象配偶者および扶養親族がない場合

35万円以下

## 経済的に修学が困難な者に対する法律の規定

教育基本法第4条において、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならないと定められている。また、独立行政法人日本学生支援機構法においても、学資の貸与および支給（奨学金）の対象は経済的に修学が困難なものと定められている。

### 教育基本法 第4条

（教育の機会均等）

3項 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、**経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。**

### 独立行政法人日本学生支援機構法

13条 機構は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 **経済的理由により修学に困難がある**優れた学生等に対し、学資の貸与及び支給その他必要な援助を行うこと。

14条

2項 第一種学資貸与金は、優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって**経済的理由により著しく修学に困難があるもの**と認定された者に対して貸与するものとする。

3項 第二種学資貸与金は、前項の規定による認定を受けた者以外の学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、大学その他政令で定める学校に在学する優れた者であって**経済的理由により修学に困難があるもの**と認定された者に対して貸与するものとする。

17条

第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金は、優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって**経済的理由により極めて修学に困難があるもの**と認定された者に対して支給するものとする。

# 日本学生支援機構の奨学金制度

日本学生支援機構は、経済的理由について一定の基準を設け、給付型・貸与型（第1種・第2種）の奨学金制度を運用している。

## 日本学生支援機構の奨学金制度

### 制度の目的

高等学校等において優れた生徒であって、大学等への進学目的及び意志が明確であるにもかかわらず、**経済的理由により進学が極めて困難な生徒に対して**、奨学金を交付することにより、大学等への進学を後押しすることを目的とする。

### 「経済的理由」の要件

#### 給付型

住民税非課税世帯

- ・家計支持者（2人いる場合は2人とも）が住民税非課税
- ・家計支持者が生活保護受給中

#### 貸与型

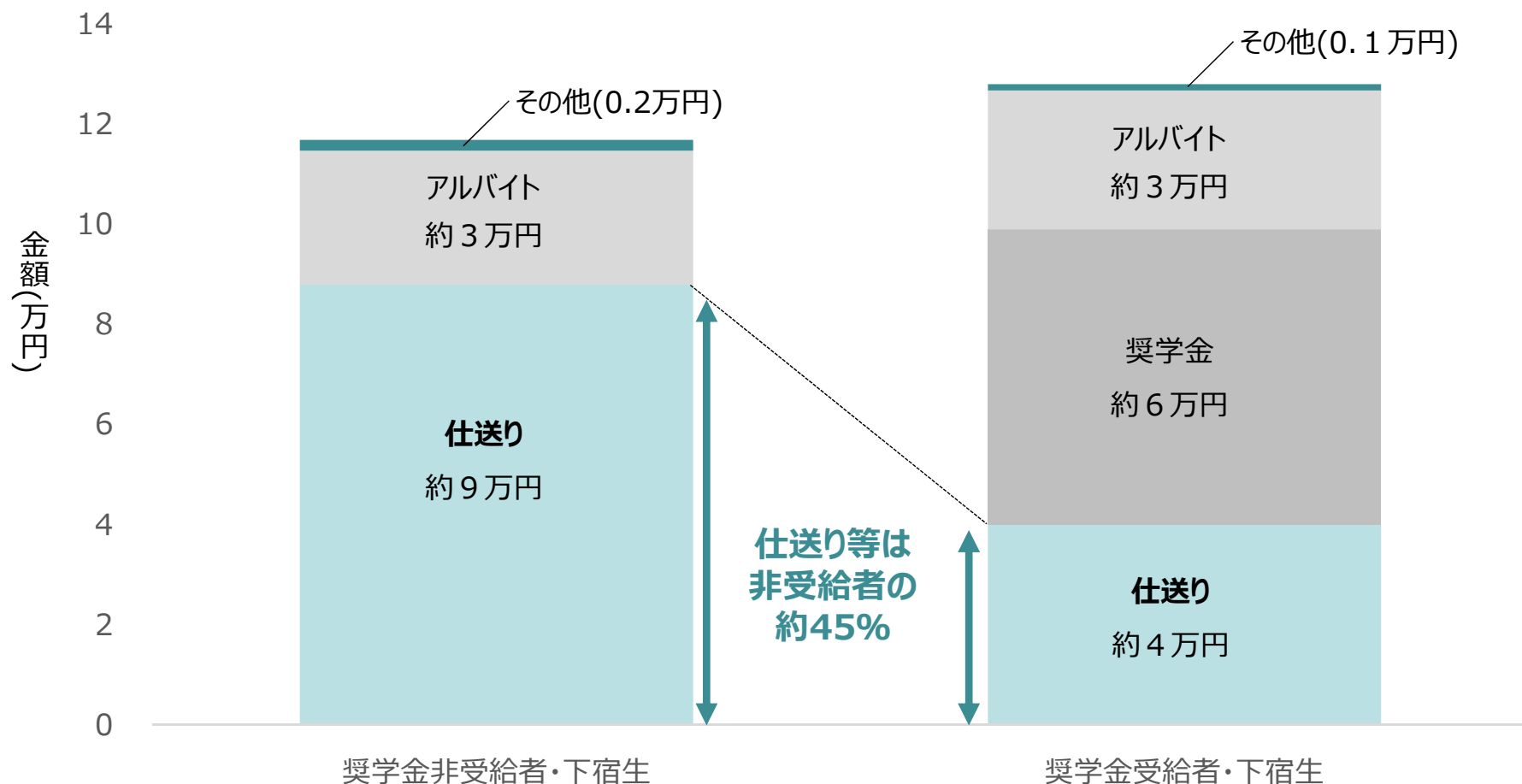
（第1種（無利子）  
第2種（有利子））

第1種、第2種のそれぞれにおいて、世帯人数、自宅内/外等の要件に従って、所得の上限（目安）が設定されている

# 貸与型奨学金受給者と非受給者の下宿生における収入内訳比較

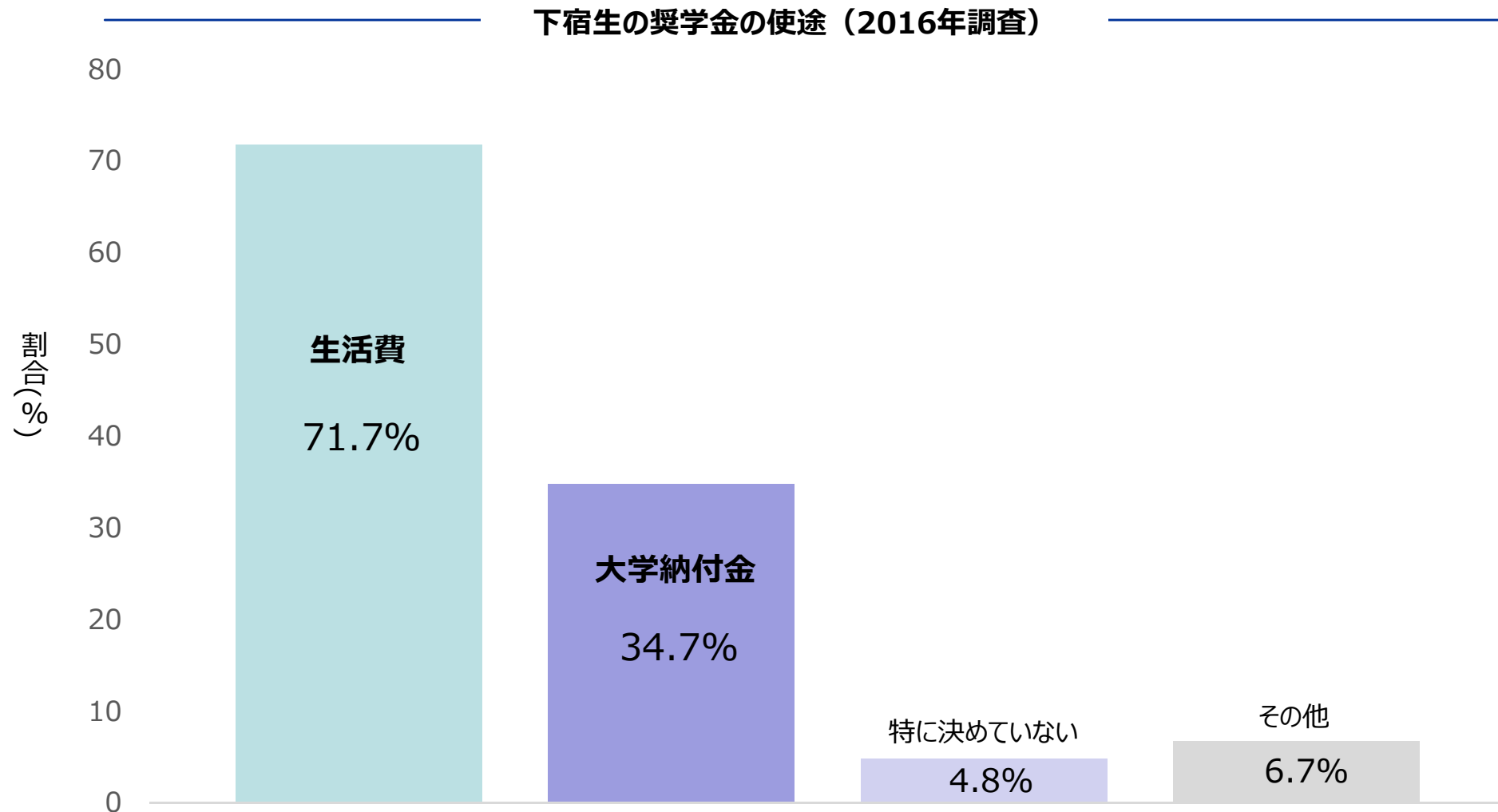
奨学金非受給者・下宿生の仕送り額が約9万円となっているのに対し、奨学金受給者・下宿生の仕送り額は約4万円と、非受給者の約45%の水準となっている。

貸与型奨学金受給者と非受給者の下宿生における収入(月額)内訳比較 (2016年調査)



## 下宿生の奨学金の使途

奨学金受給している下宿生における、奨学金の使途は生活費が最も多く71.7%、続いて大学納付金が34.7%となっている。



※複数回答のため合計値が100%となっていない

出所:全国大学生生活協同組合連合会「第52回学生生活実態調査の概要報告」より作成

# ドイツにおける奨学金受給者に対する放送負担金の免除制度

ドイツにおいては、「連邦教育促進法（BAföG）に基づく教育補助金の受給者で、両親と同居していないもの」は公共放送\*1の財源である放送負担金の免除対象となっている。

## ドイツ事例 2016年度の放送負担金サービスにおける免除対象者の内訳

| 免除対象                  | 人数             | 構成比          |
|-----------------------|----------------|--------------|
| 社会手当又は失業手当Ⅱの受給者       | 2,032,078      | 69.44%       |
| 高齢時および稼得減退の際の基礎保障受給者  | 594,900        | 20.33%       |
| <b>教育補助金（奨学金）の受給者</b> | <b>131,730</b> | <b>4.50%</b> |
| 生活扶助の受給者              | 90,773         | 3.10%        |
| その他（介護扶助の受給者や盲ろう者 など） | 76,911         | 2.63%        |
| 合計                    | 2,926,392      | 100%         |

### 対象者の詳細と申請に必要な書類\*2

#### 【対象者】

**連邦教育促進法（BAföG）に基づく教育補助金の受給者で、両親と同居していないもの**

#### 【申請に必要な書類】

連邦奨学金の通知書または受給証明書

\*1 ARDとZDF等が存在し、放送負担金を財源にサービスを提供している

\*2 放送負担金免除申請書の情報をもとに作成



## 【参考】ドイツにおける奨学金制度

連邦教育促進法（BAföG）はドイツにおける奨学金制度の中核を担う法律であり、規定された内容に従い、2016年には80万人以上の生徒・学生を対象に奨学金の給付・貸与が行われている。

### ドイツにおける連邦教育促進法に基づく奨学金制度 連邦教育促進法（BAföG）

|        |   |
|--------|---|
| 施行     | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <u>家庭全体の収入が低い子供の教育費を支援するべく</u>、1971年に施行された奨学金にかかわる法律。</li> </ul>   |
| 奨学金の財源 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ドイツ連邦政府が100%<sup>*1</sup>。</li> </ul>  |
| 対象     | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <u>親および学生の所得等に応じて</u>、受給資格が認められた場合に支給される。成績要件は考慮されない。</li> <li>■ 受給対象者は30歳以下（修士課程以上の場合は35歳以下）の生徒や学生<sup>*2</sup>。</li> </ul> |
| 受給・返済  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 基本的には、50%が給付で50%が貸与となる。借り入れ金に対する利息は発生しない。</li> <li>■ 借り入れた額を20年以内に返金する必要がある。</li> </ul>                                      |
| 受給者    | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2016年には823,000人（うち、大学生が約584,000人）の生徒と学生が制度を利用した。</li> </ul>  |

\*1 2015年に法改正が行われ、それまでドイツ連邦が約35%、ドイツ州政府が約65%の負担であったが、ドイツ連邦政府が100%となった

\*2 中等教育（8年制の長期教育課程であるギムナジウム等）と高等教育（大学）に通う生徒や学生が対象

## 学生に対する負担軽減の事例

国民年金保険の納付、税金における所得控除、交通機関や携帯電話、博物館・美術館等の料金において、学生に対する負担軽減制度が存在する。

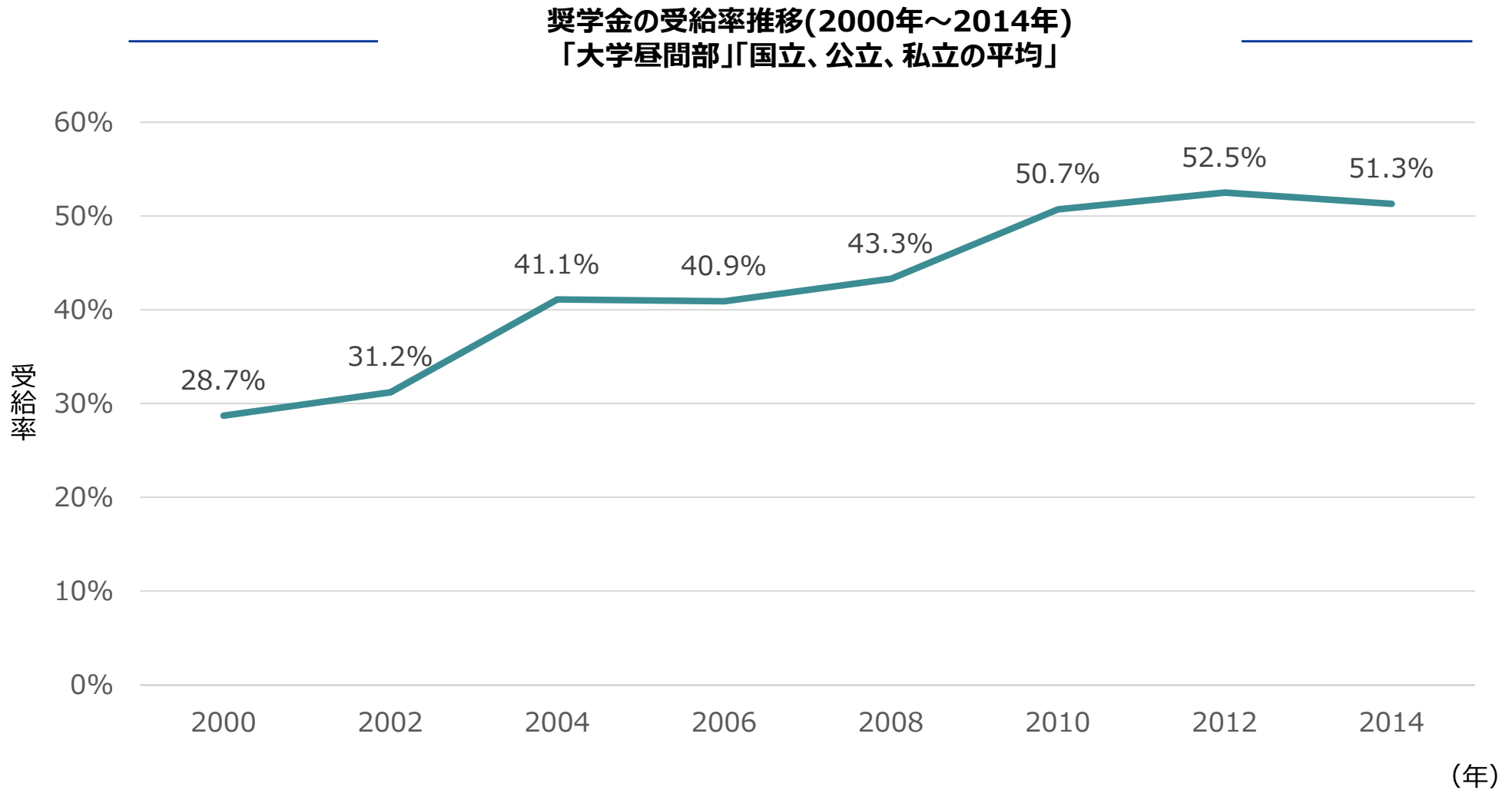
### 学生に対する負担軽減の事例（一部）

|                 | 実施している企業等  | 内容  |
|-----------------|--|---|
| 国民年金保険          | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日本年金機構</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 学生が申請することにより保険料の納付が猶予される</li> </ul>                                  |
| 税金              | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地方自治体</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 納税者自身が勤労学生であるときは、一定の金額の所得控除を受けることができる</li> </ul>                     |
| 交通機関            | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ JR各社、私鉄、航空・バス会社 等</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 鉄道会社および一部の航空・バス会社において、「学生割引乗車券」や「通学定期乗車券」等の学生割引制度が設けられている</li> </ul> |
| 携帯電話            | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 携帯電話事業者各社</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各社、25歳以下、18歳以下等の場合に学生向け割引制度を設定*1</li> </ul>                          |
| 美術館・博物館<br>娯楽施設 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 東京国立博物館</li> <li>■ 東京国立近代美術館</li> <li>■ 国立科学博物館</li> <li>■ 映画館 等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 博物館・美術館・映画館において、各施設の窓口で学生証の提示により割引を行う、学生割引制度が設けられている</li> </ul>      |

\*1 割引の対象は、各社のキャンペーン施策により異なり、必ずしも学生ではなく年齢で対象を設けている場合もある

# 学生の奨学金の受給率

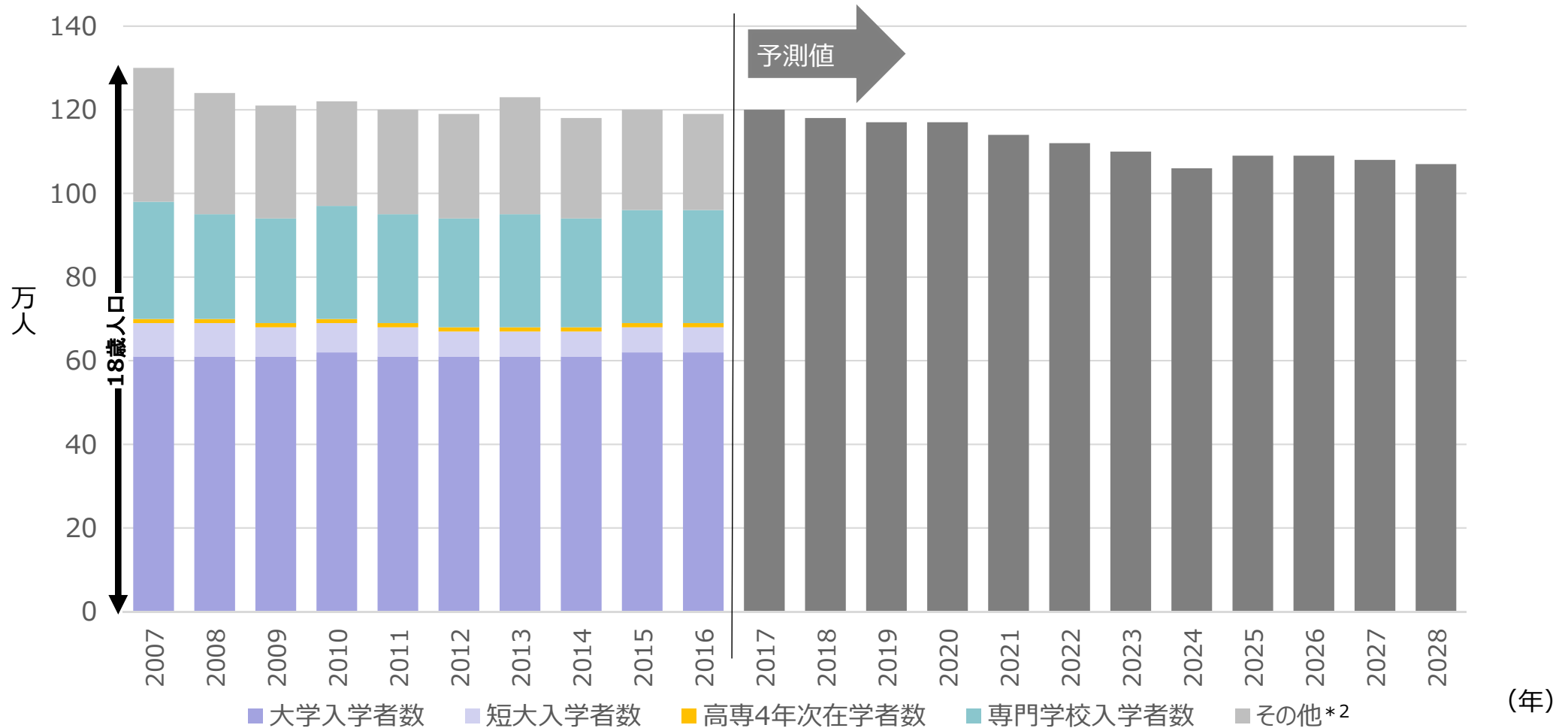
2014年時点で半数程度の大学生が奨学金制度を活用している。



# 18歳人口と高等教育機関への進学状況の推移

18歳人口は、2020年頃までほぼ横ばいで推移するが、その後減少することが予測されている。

18歳人口と高等教育機関への進学状況の推移(2007~2028年\*1)

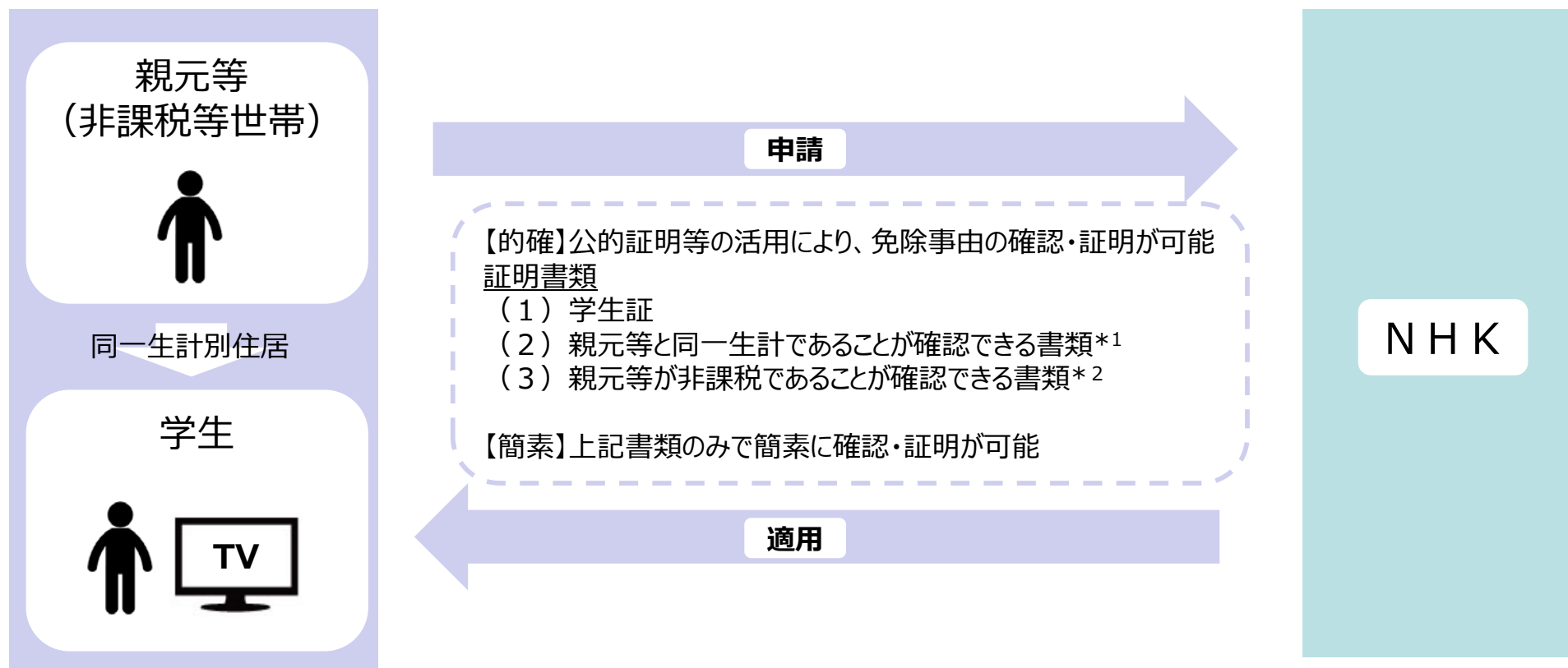


\*1 大学・短大・専門学校入学者数・高専4年次在学者数の内訳について、2017年以降は未開示。また、2017年以降の数値は予測値

\*2 その他は就職者、一時的な仕事に就いた者、進学も就職もしていない者

## 免除対象の確認・証明（1/2）

親元等が非課税の学生に対する免除については、公的な証明書類等を活用した、的確な確認・証明が可能である。かつ、当該書類のみで簡素に確認・証明できる。



\*1 健康保険証 等

\*2 市町村民税非課税世帯全員の住民票、非課税証明書 等

## 免除対象の確認・証明（2/2）

奨学金受給対象などの学生への免除については、奨学金貸与証明書または貸与通知書等により、的確かつ簡素に確認・証明することができる。

### 日本学生支援機構の奨学金貸与証明書を活用する場合

奨学金貸与証明書

奨学生番号 611-\*\*-\*\*\*\*\*  
 氏名 奨学 太郎  
 学校名 機構大学

(平成\*\*年\*\*月\*\*日現在)

|      |                              |
|------|------------------------------|
| 貸与期間 | ****年**月 から ****年**月 まで (予定) |
| 貸与月額 | ***, ***円                    |
| 貸与総額 | *, ***, ***円                 |

上記のとおり相違ないことを証明する。  
平成\*\*年\*\*月\*\*日



東京都新宿区市谷本村町10-7  
 独立行政法人 日本学生支援機構  
 英 一 郎



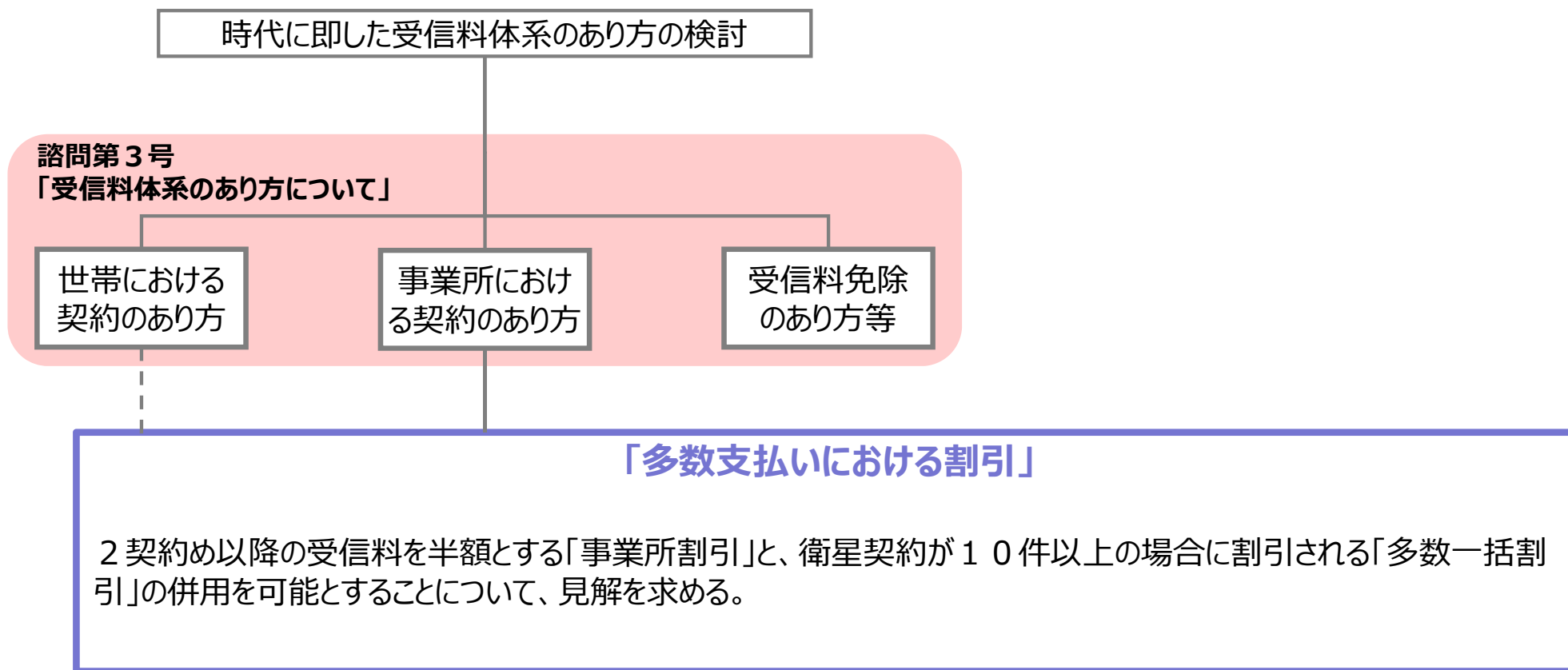
日本学生支援機構が運営するウェブサイト  
 (スカラネットPS) から簡単に表示・発行が  
 可能(平成29年3月より)

N H K 受信料制度等検討委員会 第 1 4 回会合  
諮問第 4 号 受信料体系の変更に係る具体案について  
(受信料の負担軽減関連)  
施策 3「多数支払いにおける割引」  
説明資料

平成 2 9 年 1 2 月 2 1 日

# 受信料体系の変更に関する具体案とこれまでの諮問との関係

平成29年2月27日付け諮問第3号「受信料体系のあり方について」において、「世帯における契約のあり方」および「事業所における契約のあり方」を検討いただいた。「受信料体系のあり方について」において示していただいた答申を踏まえ、世帯および事業所における、多数支払いにおける割引の併用について見解を求める。なお、主としては、事業所を想定して見解を求める\*1。



\*1 2017年9月時点で、世帯において、多数支払いにおける割引の併用（具体的には、家族割引と多数一括割引の併用）が可能な世帯（10件以上の衛星契約を締結している世帯）が存在しないため



# 割引制度についての現状(1/3) 現行の割引制度一覧

| 項目  | 設定趣旨   | 概要  | 差額  | 差額の考え方  | 適用件数<br>(28年度末)                     |
|---|--|---|---|---|-------------------------------------|
| 前払割引<br>導入：昭和36年度<br>現行：平成2年度<br>(規約第5条)    | ・受信者サービスの向上  | 前払により受信料を一括して支払う場合に適用   | ・半年払 385円(5%)<br>・1年払 1,175円(7.5%)<br>* 地上契約で継続振込の場合                | ・収納回数減によるコスト効果および金利相当分換算<br>・他企業の割引率を参考に設定<br>〔簡保5%,7.5%〕<br>〔生保4.2%,7.5%〕          | 2,265万件<br>半年払 649万件<br>1年払 1,616万件 |
| 多数一括<br>導入：平成元年度<br>(規約第5条の2)               | ・衛星放送の普及<br>・受信契約増加の一層の促進<br>・収納の安定化・効率化(収納コストの還元) | 1の放送受信契約者(有料)が10件以上の衛星契約の受信料を口座振替・継続振込で一括して支払う場合に適用   | ・10件以上50件未満 200円(9%)<br>・50件以上100件未満 230円(10%)<br>・100件以上 300円(13%) | ・他企業・諸外国の割引率等を参考に設定<br>〔郵便小包20%~30%〕<br>〔回数航空券12.5%〕<br>〔J R回数券9%〕<br>〔フランス25%~50%〕 | 3万件                                 |
| 団体一括<br>導入：平成元年度<br>(規約第5条の3)               | ・衛星放送の普及<br>・受信契約増加の一層の促進<br>・収納の安定化・効率化           | ケーブルテレビ等の所定の団体の構成員で、衛星契約を締結している放送受信契約者(有料)が15名以上まとまり、受信料を団体として代表者を通じて口座振替・継続振込で一括して支払う場合に適用 | ・月額 (15名以上まとまった場合) 200円(9%)   | ・他企業の割引率等を参考に設定<br>〔J R 10%〕<br>〔J A L 10~15%〕<br>〔簡保7.2%〕                          | 349万件                               |
| 家族割引<br>導入：平成18年度<br>現行：平成20年度<br>(規約第5条の4) | ・複数支払いに対する負担の軽減<br>・受信契約増加の一層の促進                   | 放送受信契約者が、本人または同一生計者が別の住居に設置した受信機についての受信契約を締結し、いずれの受信料も口座振替・継続振込・クレジットカード継続払で支払う場合に適用        | ・月額 655円(50%)<br>* 地上契約で継続振込の場合                                     | ・複数支払いの特例という事業所割引との共通点に着目し設定  | 79万件                                |
| 事業所割引<br>導入：平成20年度<br>(規約第5条の5)             | ・複数支払いに対する負担の軽減<br>・受信契約増加の一層の促進                   | 事業所等住居以外の場所に設置する受信機について、同一敷地内に設置した受信機すべてに必要な放送受信契約を締結し、一括して受信料を支払う場合に適用                     | ・月額 655円(50%)<br>* 地上契約で継続振込の場合                                     | ・減収影響と契約増加への効果の点を総合的に判断し、最も効果的な割引額を設定   | 221万件                               |

## 割引制度についての現状(2/3) 事業所割引と多数一括割引

多数支払いにおける割引として、同一敷地内の受信契約を複数支払うことに対する「事業所割引」と、衛星契約を複数支払うことに対する「多数一括割引」がある。

### 事業所割引 (平成20年度～)



|      |   |
|------|---|
| 設定趣旨 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数支払に対する負担の軽減</li> <li>・公平負担の徹底</li> <li>・受信契約増加の一層の促進</li> </ul> |
| 適用要件 | 設置した受信機すべての受信契約を締結する場合で、契約件数が2件以上   |
| 設置場所 | 同一敷地内   |
| 割引額  | 料額から半額を減ずる  |

### 多数一括割引 (平成元年度～)

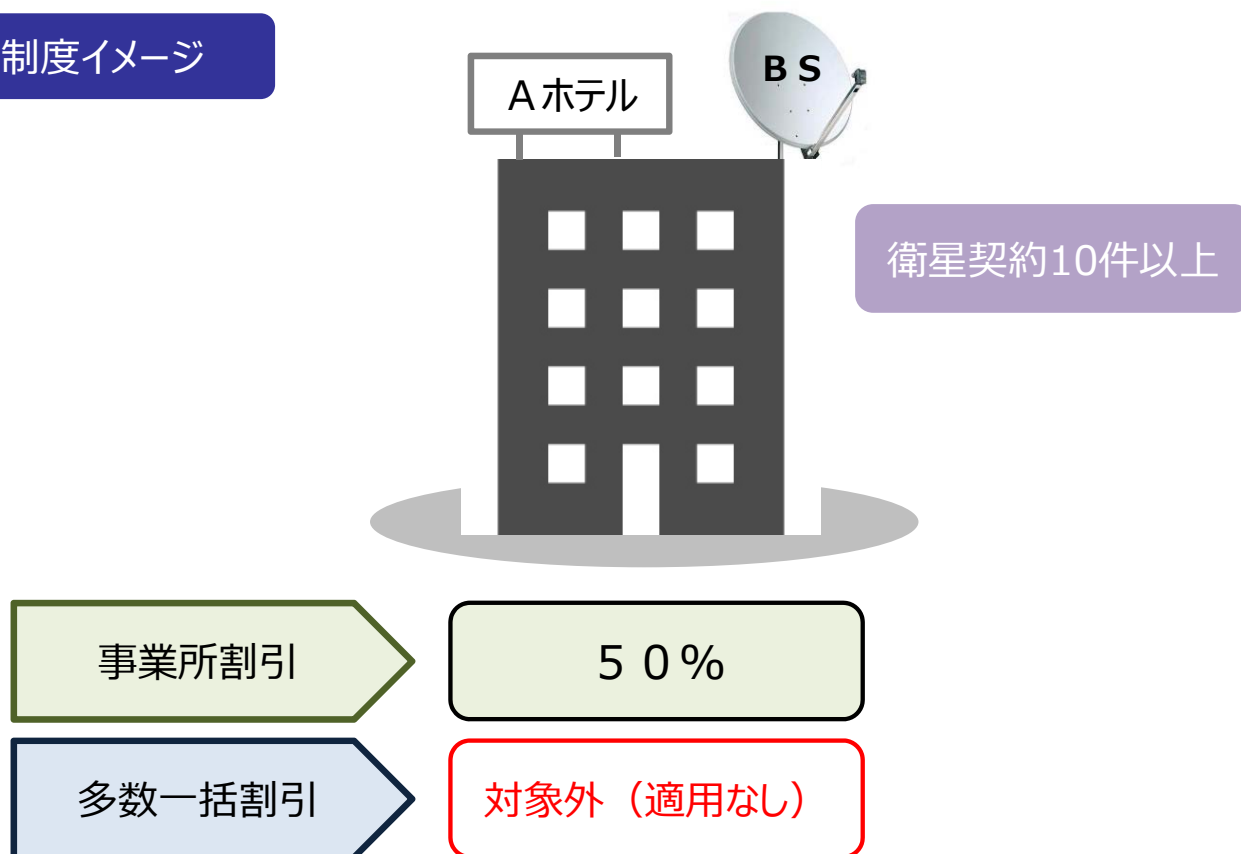


|      |   |
|------|---|
| 設定趣旨 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星放送の普及</li> <li>・受信契約増加の一層の促進</li> <li>・収納の安定化・効率化 (収納コストの還元)</li> </ul> |
| 適用要件 | 衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件以上   |
| 設置場所 | 要件なし (同一敷地内に限らず)  |
| 割引額  | 料額から1件あたり、契約種別に応じて月額を減ずる (~49件200円、50~99件230円、100件以上300円)   |

# 割引制度についての現状(3/3) 事業所割引適用者の取り扱い

現行の受信規約においては、収入影響等を考慮し、「事業所割引」が適用されている事業所においては、衛星契約が10件以上ある場合でも、「多数一括割引」は適用できない。

## 現行の割引制度イメージ



## 課題等

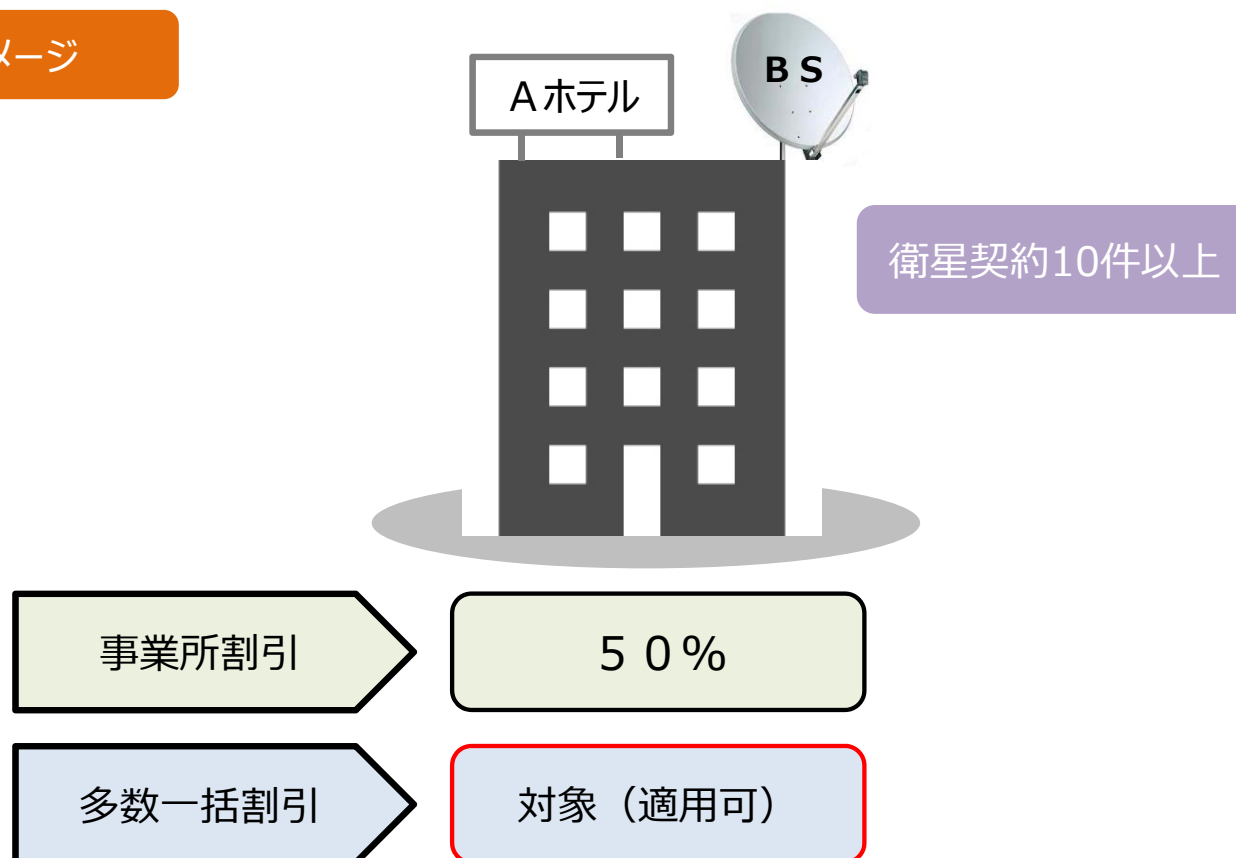
- 同一事業者における負担軽減として、平成20年度から事業所割引を導入しているが、大規模事業所等から「依然として負担が大きい」との指摘がある。
- 設定趣旨の異なる割引であるが、両方の要件を満たしている場合でも、収入影響等により適用していない。

## 多数支払いにおける割引について

同一事業者における負担軽減等のため、2契約め以降半額とする「事業所割引」に加え、衛星契約が10件以上の場合に割引される「多数一括割引」の適用を可能とする。

|          |        |             |       |    |                         |
|----------|--------|-------------|-------|----|-------------------------|
| 対象<br>件数 | 約104万件 | 影響額<br>(年間) | 約31億円 | 規定 | 受信規約<br>の変更<br>(総務大臣認可) |
|----------|--------|-------------|-------|----|-------------------------|

実施イメージ



# 諮問第3号における、事業所における契約のあり方についての答申

平成29年9月「NHK受信料制度等検討委員会」諮問第3号 答申

## 3. 事業所における契約のあり方

### <事業所における契約の単位>

(略) 事業所における契約のあり方については、現時点では「設置場所単位」という考え方を維持したうえで、メディア環境や社会経済状況の変化、常時同時配信の検討状況等を注視しながら、**事業者間の公平性**や**NHKの財政状況**および**世帯における負担とのバランス**を十分に考慮し、慎重に検討することが必要と考えられる。

## 業態別の適用者数・件数

衛星契約数が10件以上あり、多数一括割引の適用が可能となる契約者数・件数ともに宿泊施設が最も多く、続いて医療機関となっている。

—— BS10件以上の契約があり、多数一括割引の適用が可能となる主な契約者・契約件数\* ——

(件)

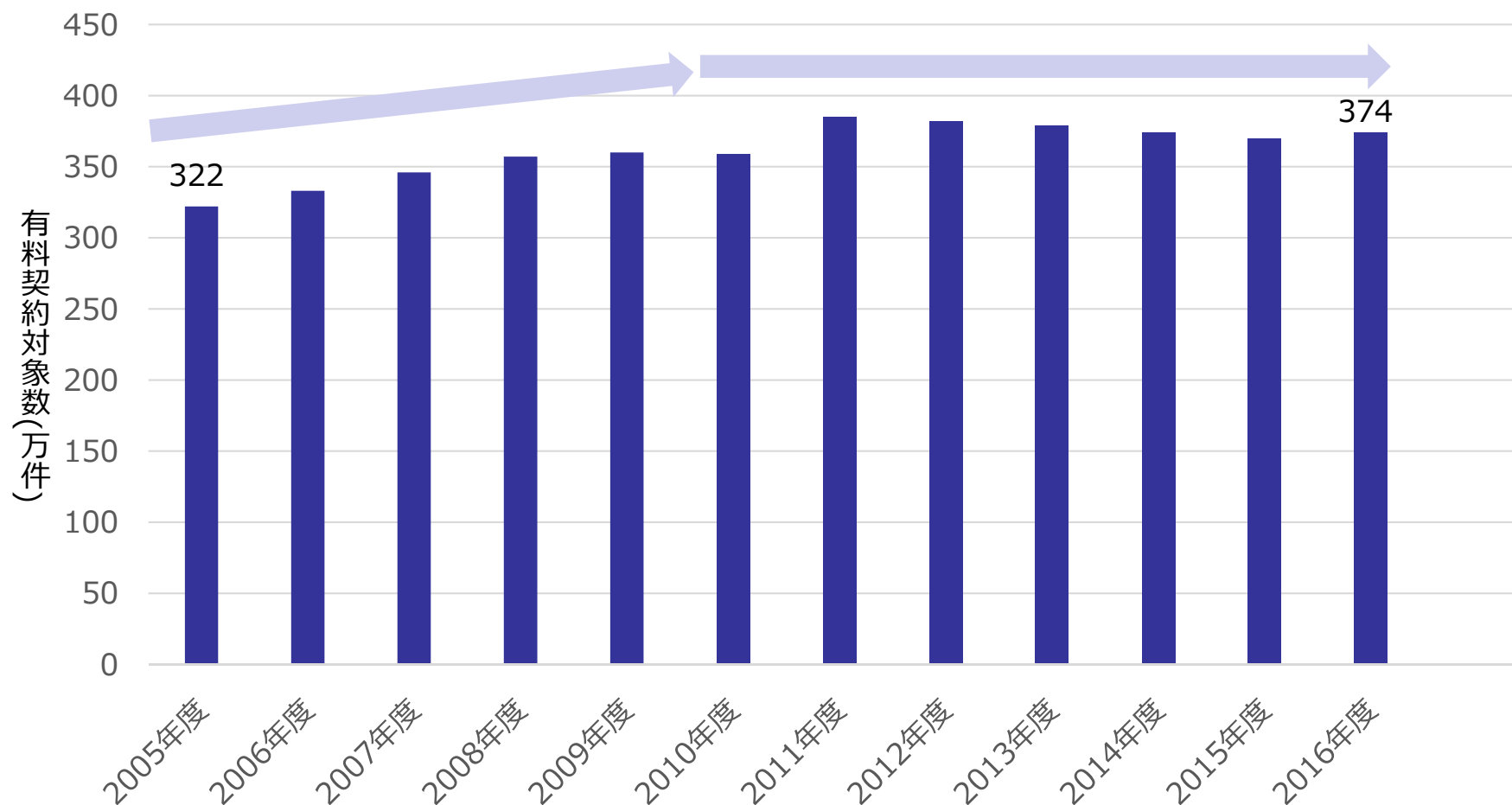
| 業態別  | 学校関係   | 官公庁    | 医療機関   | 宿泊施設    |
|------|--------|--------|--------|---------|
| 適用者数 | 400    | 800    | 1,200  | 7,600   |
| 適用件数 | 12,000 | 32,000 | 97,000 | 701,000 |

\* 28年度末契約件数より算出。契約者数は下2桁、契約件数は下3桁で四捨五入

## 事業所における契約対象数の推移

過去の事業所における有料契約対象数（NHK推計）の推移について、件数が大きく増加している傾向にはない。

事業所における有料契約対象数の推移（2005年-2016年度）



## 【参考】高速道路料金における割引事例

高速道路料金において、深夜割引と大口・多頻度割引をともに適用する事例がある。

2017年12月時点

| ①深夜割引 <sup>*1</sup> |     | ②大口・多頻度割引             |     |                                    |     |
|---------------------|-----|-----------------------|-----|------------------------------------|-----|
|                     |     | 多頻度割引(車両単位割引)         |     | 大口割引(契約者単位割引)                      |     |
| 通過時間                | 割引率 | 月間利用額 (車両単位)          | 割引率 | 月間利用額 (契約者単位)                      | 割引率 |
| 午前0時～午前4時           | 30% | 5,000円以下の部分           | 0%  | 500万円を超え、かつ自動車1台あたり平均利用額が3万円を超える場合 | 10% |
|                     |     | 5,000円超～10,000円以下の部分  | 10% |                                    |     |
|                     |     | 10,000円超～30,000円以下の部分 | 20% |                                    |     |
|                     |     | 30,000円超の部分           | 30% |                                    |     |

最大割引率 約40%

### 料金例

・東京IC～名古屋IC間314.6km<sup>\*2</sup>、大型車が深夜に走行する場合

| 定価      | ①深夜割引 30% | ②大口・多頻度割引 約40% | 割引後料金(割引率)                   |
|---------|-----------|----------------|------------------------------|
| 11,500円 | × 70%     | × 60%          | = <b>4,830円</b><br>(最大58%割引) |

\*1 深夜割引見直しの背景として、国土交通省の国土幹線道路部会において、30%引きは一般道路から高速道路への交通転換が見られたものの、50%への拡充では明確な効果がなかったと評価が取りまとめられた。これを受けて、利便増進事業の財源が切れる2014年3月末をもって割引率の拡充は終了し、本則の30%で継続となった

\*2 2012年4月14日開通の新東名高速道路を利用した場合の距離を参照

出所:国土交通省ウェブサイト「ETC利用案内」

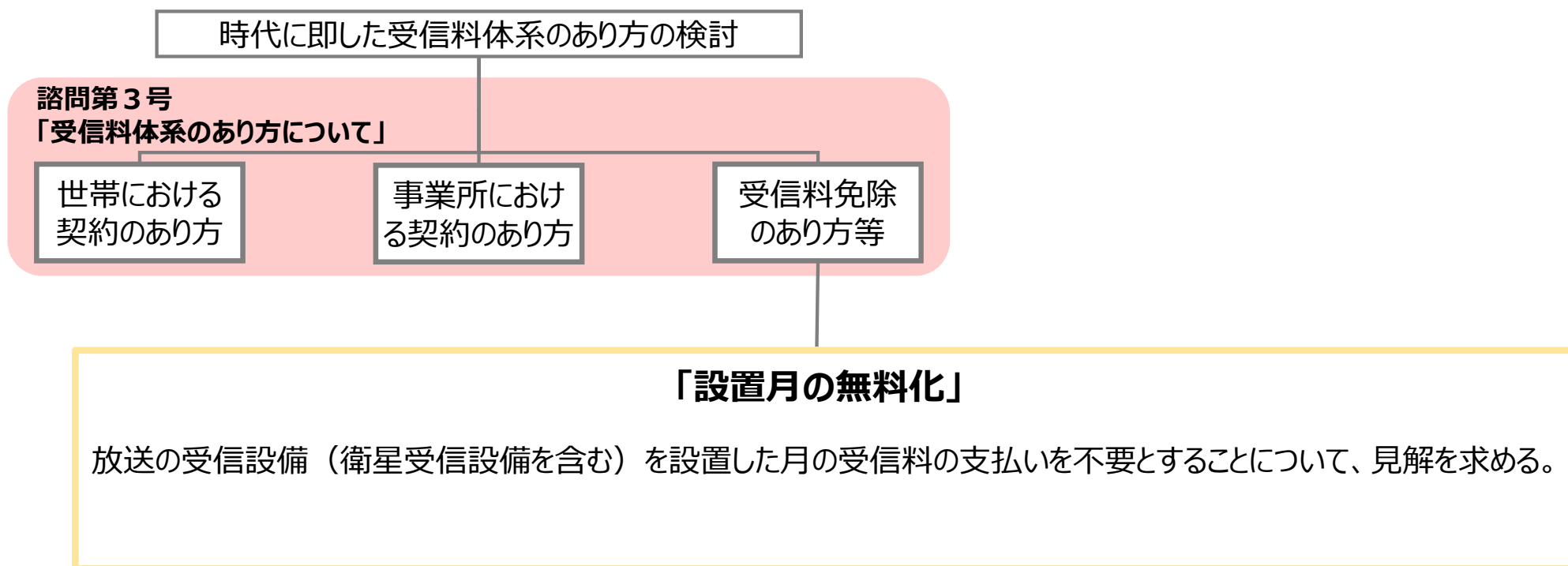


N H K 受信料制度等検討委員会 第 1 4 回会合  
諮問第 4 号 受信料体系の変更に係る具体案について  
(受信料の負担軽減関連)  
施策 4「設置月の無料化」  
説明資料

平成 2 9 年 1 2 月 2 1 日

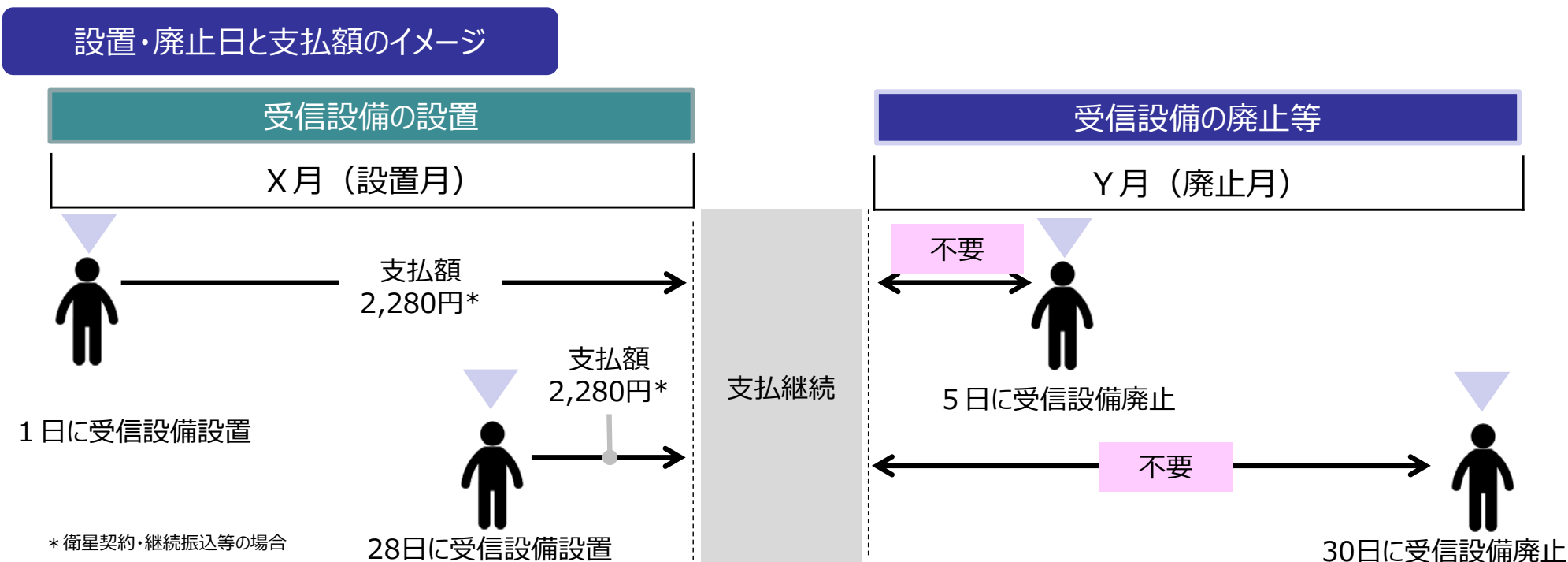
# 受信料体系の変更に関する具体案とこれまでの諮問事項との関係

平成29年2月27日付け諮問第3号「受信料体系のあり方について」において検討いただいた、受信設備設置月の受信料の支払いを対象外とすることについて、見解を求める。



## 受信設備設置月の取り扱いについての現状

受信設備を設置した月については、「月初に設置」も「月末に設置」した場合も同額（月額）となる。一方、廃止時については、契約者の負担軽減策として、平成2年度から「月初に廃止」も「月末に廃止」の場合も支払不要としている。



### 課題等

- 月末に受信設備を設置した視聴者から、「設置月の支払いに納得がいかない」との声が多く寄せられている。

# 諮問第3号における、支払期間の算定についての答申

平成29年9月 「NHK受信料制度等検討委員会」諮問第3号 答申

## 4. 受信料免除のあり方等

<その他>

受信料の負担のあり方を検討するにあたって、**受信機を設置した場合の支払期間の算定についても、検討の対象となりうる。**

具体的には、受信機を設置した月の受信料の支払いの考え方として、受信機の設置月の受信料は必要となっている一方で、受信機の廃止月の受信料は不要となっている。この取り扱いについては、**設置月と廃止月の支払いをあわせて考えた場合、全体としての公平性が担保**されていると考えられる。

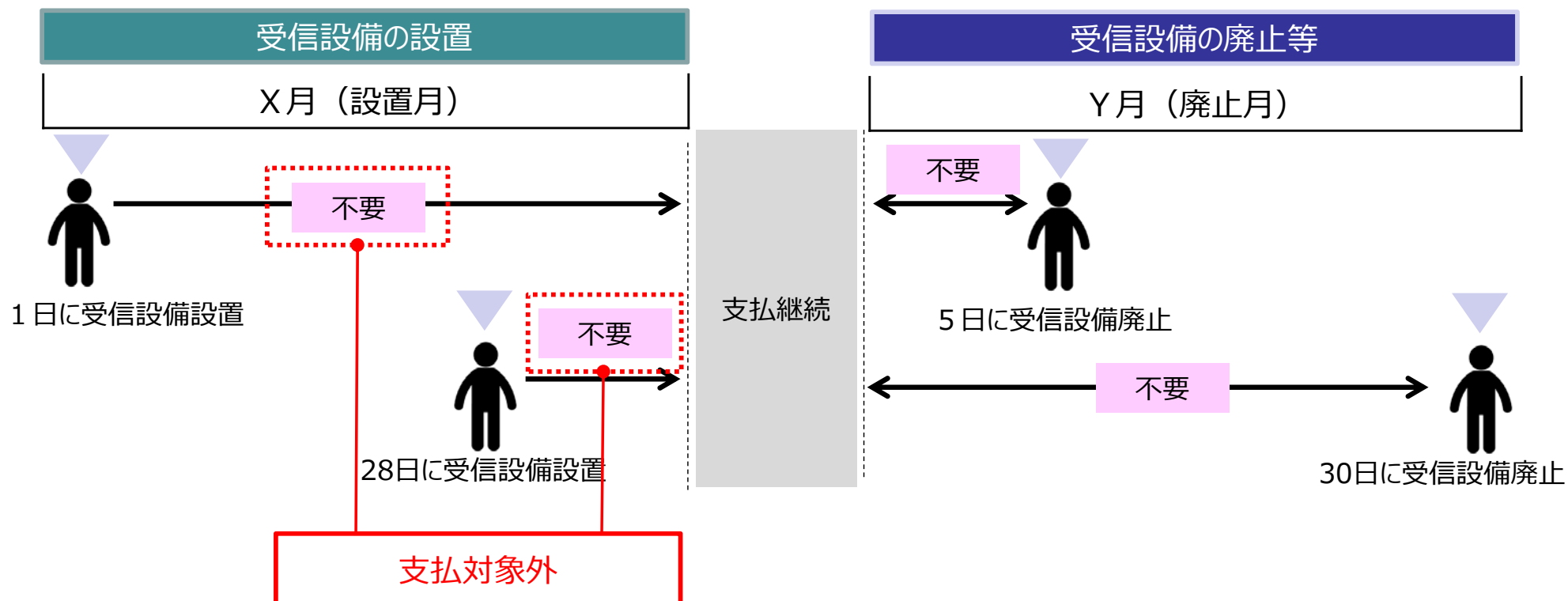
制度的な公平性は担保されているが、廃止月を支払不要としたのと同様、視聴者の声に応え、契約者に有利な取り扱いとするため、受信設備（衛星受信設備を含む）の設置月の受信料の支払いを不要とすることを検討

# 設置月の無料化について

新たな契約者の負担軽減のため、受信設備（衛星受信設備を含む）の設置月の支払いを不要とする。

|          |                         |             |       |    |                         |
|----------|-------------------------|-------------|-------|----|-------------------------|
| 対象<br>件数 | 約264万件<br>(新規契約、衛星契約変更) | 影響額<br>(年間) | 約38億円 | 規定 | 受信規約<br>の変更<br>(総務大臣認可) |
|----------|-------------------------|-------------|-------|----|-------------------------|

## 実施イメージ



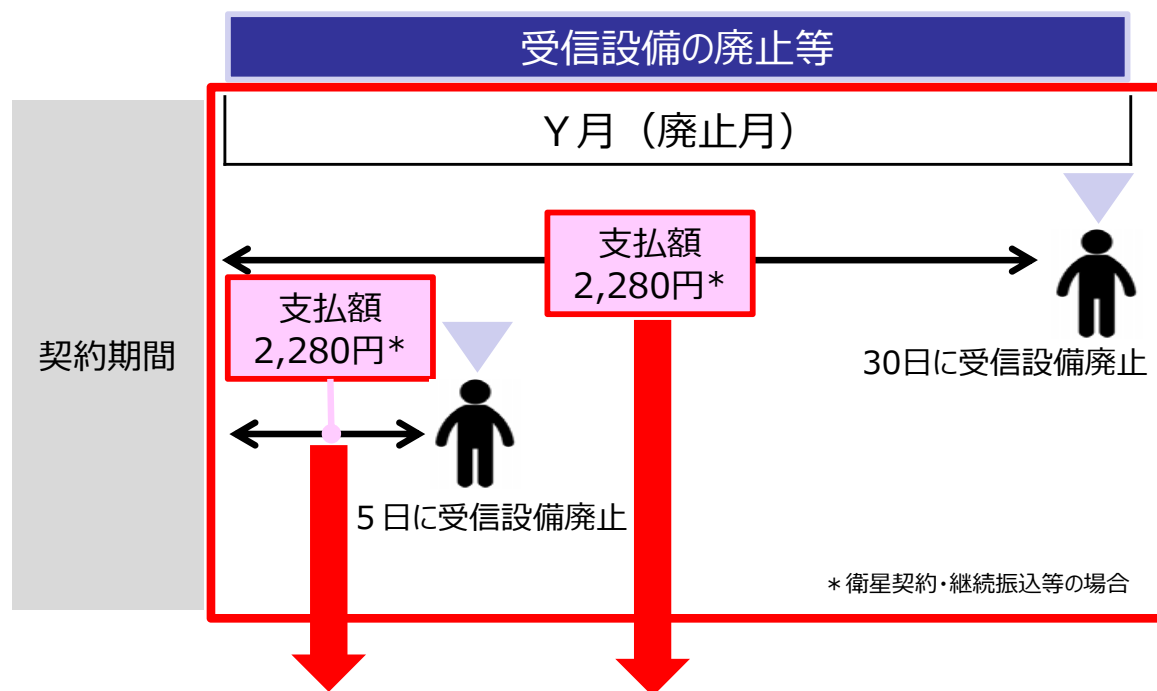
# 受信機廃止月の無料化

廃止月については、平成2年度に総務大臣認可を得て無料化している。

## 変更の背景

- 当時、受信料の値上げを実施するにあたり、その納得性を高めるため、契約者の負担軽減策についても検討

## 廃止月の支払額のイメージ（平成元年度までの考え方）



## 平成2年度に無料化（受信規約変更）

### 変更しようとする理由

「受信者の要望に応え、（中略）、受信機を廃止した月の受信料を徴収しないこととする。」  
（平成2年3月23日付 郵政大臣への申請書より抜粋）

## 新規契約取次数等の推移

過去の新規契約の取次数および地上から衛星への契約数の変更の推移について、件数が大きく増加している傾向にはない。

新規契約の取次数と地上から衛星への契約変更数の推移  
(平成19-28年度)

